

# 鞍手町立小学校統合整備事業

## 要求水準書

令和6年4月  
鞍手町

# — 目次 —

## 第 1 基本事項

1. 目的	1
2. 要求水準書の位置付け	1
3. 整備対象建物の概要	1
4. 業務の概要	2
5. 事業スケジュール	4
6. 工事保険等	4
7. 特許権等の使用	4
8. 打合せ及び議事録（工程会議）	4

## 第 2 設計・施工条件

1. 関係法令・条例等及び適用基準の遵守	5
2. 基本条件	7
3. 調査業務	8
4. 設計業務	9
5. 施工業務	40
6. 工事監理業務	44

# 第1 基本事項

## 1. 目的

本要求水準書（以下「本書」という。）は、鞍手町（以下「本町」という。）が鞍手町立小学校統合整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、要求する業務の水準を示すことを目的とする。

## 2. 要求水準書の位置付け

本書は、本事業の実施に当たり、（仮称）鞍手町立統合小学校（以下「本施設」という。）の整備を行ううえで、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（以下「基本計画」という。）に基づいて本町が要求する「施設機能・性能及び業務の最低水準」を示すとともに、本町が求める提案の方向性を示すものである。よって、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、本書に具体的な特記仕様が規定されている内容についてはこれを遵守するとともに、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。

## 3. 整備対象建物の概要

### (1) 整備対象施設の構成

本施設は、校舎、屋内運動場、放課後児童クラブ、学校給食共同調理場、屋外運動場、駐車場及び外構等で構成することを想定する。なお、本施設整備工事期間中は、「別紙資料12 仮設校舎設置予定箇所図」へ仮設校舎を設置すること。また、仮設校舎の仕様については「別紙資料13 仮設校舎等仕様書～別紙資料17 仮設校舎設置予定箇所下水道参考図」を参照すること。

### (2) 敷地条件

- |            |   |
|------------|---|
| ① 建設予定施設   | （仮称）鞍手町立統合小学校   |
| ② 所在地      | 鞍手郡鞍手町大字中山2213番地1   |
| ③ 敷地面積     | 約 36,115 m <sup>2</sup>   |
| ④ 都市計画区域   | 都市計画区域  |
| ⑤ 区域区分     | 非線引   |
| ⑥ 用途地域     | 第二種低層住居専用地域（高さ制限10m以下）<br>建ぺい率/容積率：50%/80%  |
| ⑦ 立地適正化計画  | 都市機能誘導区域  |
| ⑧ 高さ制限     | 道路斜線制限、北側斜線制限   |
| ⑨ 日影規制     | 4時間～2.5時間 測定高さ：1.5m   |
| ⑩ 道路状況（現況） | 北側：町道 幅員 約8m<br>東側：町道 幅員 約8m<br>南側：町道 幅員 約7m<br>西側：町道 幅員 約4.5m  |
| ⑪ 周辺状況     | 北側：宅地<br>東側：中学校・宅地<br>西側：宅地<br>南側：宅地  |
| ⑫ その他      | 上水道：供給地域（学校規模に合わせた給水計画とすること。）<br>※「別紙資料1 上水道参考図」を参照<br>下水道：公共下水道処理区域（本施設は、敷地東側の公共下水道へ接続すること。）<br>※「別紙資料2 下水道参考図」を参照<br>電 気：高圧<br>※「別紙資料3 各インフラ引込図」を参照<br>ガ ス：プロパンガス |

#### 4. 業務の概要

事業者は、本書に従い以下に示す業務（以下「本業務」という。）を行う。

##### (1) 調査業務

本施設関連の設計業務及び施工業務に必要な調査を行う。なお、調査内容等は本町と協議すること。

- ① 測量調査業務（現況平面測量は実施済。「別紙資料4 小学校建設用地現況平面測量図」を参照すること。）
- ② 地質調査業務（載荷試験を含む。一部調査実施済。「別紙資料5 小学校建設用地地質調査結果報告書」を参照すること。）
- ③ 周辺家屋影響調査業務（近隣対応・対策業務）
- ④ 電波障害調査業務（対策業務が必要な場合は、別途発注する。）
- ⑤ アスベスト含有事前調査業務（一部調査実施済。「別紙資料11-1～3 アスベスト含有分析調査結果」を参照すること。）

##### (2) 設計業務

① 本施設関連の建設等に係る設計業務（基本設計、実施設計、基本計画整理を含む。）詳細は、次の「(5) 対象業務表」及び「5. 事業スケジュール」を参照のこと。なお、造成計画においては、スケジュールに十分配慮した計画とし、本施設工事スケジュールを厳守すること。

- ② 本施設整備に伴う各種申請、届出及び協議等の業務（建築確認申請等）
- ③ 設計意図伝達業務
- ④ その他これらを実施するうえで必要な本町各所管課及び関係行政機関との調整及び関連業務

##### (3) 施工業務

① 本施設関連の施工業務（新築、解体撤去、外構等を含む。）詳細は、次の「(5) 対象業務表」及び「5. 事業スケジュール」を参照のこと。

- ② 一部什器等の調達設置業務、厨房機器調達設置業務（「別紙資料8 各室ICT・備品項目シート」参照）
- ③ 本施設整備に伴う各種申請、届出及び協議等の業務
- ④ その他これらを実施するうえで必要な本町各所管課及び関係行政機関との調整及び関連業務

##### (4) 工事監理業務

上記「(3) 施工業務 ①」にて行う施工業務（新築、解体撤去、外構等を含む）における工事監理業務。詳細は、次の「(5) 対象業務表」及び「5. 事業スケジュール」を参照のこと。

##### (5) 対象業務表

本事業の対象業務は次表の「○」が記されている業務であり、「－」が記されている業務は、別途発注予定である。

施設	区分※1	建築年	構造規模	面積(m <sup>2</sup> )	設計業務	施工業務	監理業務
校舎※2	新築		指定なし	8,500	○	○	○
屋内運動場	新築		指定なし	1,215	○	○	○
放課後児童クラブ※3	新築		指定なし	660	○	－	○
学校給食共同調理場 (機械室、倉庫、車庫含む)	新築		指定なし		○	○	○

屋外運動場	新設		一式		○	○	○
遊具	新設		一式		○	○	○
屋外トイレ	新設		指定なし		○	○	○
校務員作業室	新設		指定なし		○	○	○
教職員・来校者等駐車場	新設		一式		○	○	○
敷地周辺外構	新設		一式		○	○	○
フェンス設置	改築		一式		○	○	○
既存校舎	撤去	S41	RC	3,395	○	○	○
屋内運動場	撤去	S54	S	739	○	○	○
屋外トイレ	撤去	H6	RC	26	○	○	○
プール（付属室含む）	撤去	H8	RC	420	○	○	○
プレハブ倉庫（東側）	撤去			42	○	○	○
プレハブ倉庫（西側）	撤去			16	○	○	○
外構※4	撤去		一式		○	○	○
什器等の環境整備支援業務			一式		○	-	-
什器等の調達設置業務					-	-	-
既存什器引越業務	移設				-	-	-
＜事前環境整備＞							
仮設校舎	新築		一式		○	○	○
仮フェンス設置※5	新設		一式		○	○	○
＜事後環境整備＞							
仮設校舎	撤去		一式		○	○	○
仮フェンス設置※5	撤去		一式		○	○	○

※1 区分「撤去」は解体撤去を示す。

※2 一部什器等の調達設置業務、厨房機器調達設置業務含む。（「別紙資料8 各室ICT・備品項目シート」参照）

※3 放課後児童クラブの施工業務は、交付金事務の関係上、交付金の内示後に別途契約する。

※4 渡り廊下、付属物、工作物等を含む。

※5 公共施設敷地内につき、一般利用者との境界機能を備える。

(6) 開校準備支援業務

開校に必要なパンフレット原稿作成、学校説明用・広報用資料原稿作成などの準備支援を行うこと。

(7) 国庫補助金関係に係る支援業務

事業者は、本町の要請に基づき、国庫補助金各種申請手続きや実績報告等の業務に係る図面の作成など、必要書類の支援を行うこと。

(8) 会計検査に係る支援業務

事業者は、本町の要請に基づき、会計検査に係る支援を行うこと。

## 5. 事業スケジュール

事業スケジュールについては、「別紙資料22 事業スケジュール案」を参照すること。事業者は、受注後速やかに実施スケジュールを提出し承諾を受けること。

なお、本事業は国庫補助対象事業のため、対象となる施工業務（校舎、屋内運動場、学校給食共同調理場）は、発注者の指示を受けてから着手すること。

- ・ 先行工事として仮設校舎等の整備を令和7年7月19日までに完了すること。なお、既存小学校から仮設校舎への什器備品の移設は、本町にて令和7年8月31日に完了する予定。
- ・ 令和10年4月1日に必ず開校できるよう校舎等関連施設の整備を行い、必要な諸手続きを完了し、令和9年12月31日までに本町に引渡しを行うこと。

## 6. 工事保険等

事業者は、自らの負担により施工業務期間中、次の保険に加入する。

### (1) 建設工事保険

施工業務中に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

対 象：本業務に関する全ての建設資産

補償額：本施設等の再調達価格

その他：被保険者を事業者及び本町とする。

### (2) 第三者賠償責任保険

本業務中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

対 象：本施設内における本業務期間中の法律上の損害賠償に対する補償。

補償額：任意とする。

その他：被保険者を事業者、建設企業（下請け業者を含む）及び本町とし、交差責任担保特約を付ける。

### (3) その他保険

事業者は自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入するものとする。

## 7. 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護され第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならない。また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 8. 打合せ及び議事録（工程会議）

業務を適正かつ円滑に実施するため、打合せを行い、業務方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、事業者が書面に記録し、相互に確認すること。頻度については本町、事業者及び関係者で協議するものとする。

## 第2 設計・施工条件

### 1. 関係法令・条例等及び適用基準の遵守

本業務の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱などを遵守するとともに、各学会及び省庁による各種基準、指針等についても本書と照らし合わせて適宜参考にするとともに、常に最新のものを採用すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則、要綱等は次のとおりである。

#### ■法令・条例等

- (1) 建築基準法
- (2) 都市計画法
- (3) 道路法
- (4) 消防法
- (5) 著作権法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- (7) 学校教育法
- (8) 学校保健安全法
- (9) 学校図書館法
- (10) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律
- (11) 児童福祉法
- (12) 水道法
- (13) 水質汚濁防止法
- (14) 土壤汚染対策法
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (16) 大気汚染防止法
- (17) 悪臭防止法
- (18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (19) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (20) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- (21) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (22) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (23) 電気事業法
- (24) 騒音規制法
- (25) 振動規制法
- (26) 学校給食法
- (27) 食品衛生法
- (28) 食育基本法
- (29) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- (30) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (31) 警備業法
- (32) 建設業法
- (33) 建築士法
- (34) 労働基準法
- (35) 労働安全衛生法
- (36) 労働安全衛生規則
- (37) 個人情報保護に関する法律
- (38) 石綿障害予防規則
- (39) 条例等
  - ① 福岡県福祉のまちづくり条例
  - ② 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例

- ③ 福岡県建築基準法施行条例・施行規則
- ④ 鞍手町財務規則
- ⑤ 鞍手町小中学校等管理規則
- ⑥ 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ⑦ 鞍手町文化財保護に関する条例
- ⑧ 鞍手町水道事業給水条例
- ⑨ 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑩ 鞍手町情報公開条例
- ⑪ 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例
- (40) その他関連する法令、条例等

■要綱・基準類

- (1) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- (2) 官庁施設の基本的性能基準
- (3) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (4) 官庁施設の環境保全性基準
- (5) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (6) 建築設計基準、建築設計基準の資料
- (7) 建築構造設計基準、建築構造設計基準の資料
- (8) 構内舗装・排水設計基準、構内舗装・排水設計基準の資料
- (9) 建築工事標準詳細図
- (10) 建築設備計画基準
- (11) 建築設備設計基準
- (12) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- (13) 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- (14) 官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン
- (15) 木造計画・設計基準、木造計画・設計基準の資料
- (16) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (17) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (18) 公共建築木造工事標準仕様書
- (19) 建築物解体工事標準仕様書
- (20) 敷地調査共通仕様書
- (21) 公共建築工事積算基準
- (22) 公共建築工事標準単価積算基準
- (23) 公共建築数量積算基準
- (24) 公共建築設備数量積算基準
- (25) 公共建築工事共通費積算基準
- (26) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- (27) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- (28) 公共建築工事積算基準等関連資料
- (29) 建築工事設計図書作成基準、建築工事設計図書作成基準の資料
- (30) 建築設備工事設計図書作成基準
- (31) 建築物等の利用に関する説明書作成の手引
- (32) 営繕工事電子納品要領、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
- (33) 建築設計業務等電子納品要領、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】
- (34) 建築工事監理指針
- (35) 電気設備工事監理指針
- (36) 機械設備工事監理指針
- (37) 営繕工事写真撮影要領



- (38) 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- (39) 建設副産物適正処理推進要綱
- (40) 建築工事安全施工技術指針
- (41) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- (42) 建築構造設計指針（平成21年版）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (43) 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- (44) 学校図書館施設基準
- (45) 学校環境衛生基準
- (46) 学校図書館図書標準
- (47) 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- (48) 学校給食調理場における手洗いマニュアル
- (49) 調理場における洗浄・消毒マニュアル
- (50) 学校給食における食中毒防止の手引き
- (51) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- (52) 学校給食における食物アレルギー対応指針
- (53) その他の関連要綱及び各種基準

※質疑応答・本書（その他公告資料一式）の順に高位とすることを原則とする。

※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、本町と協議のうえ、適用について決定する。

## 2. 基本条件

### (1) 供用開始期限

令和10年4月1日に供用開始できるように施設整備を行うこと。

### (2) 補助金

#### ① 校舎等

校舎等の補助金については、文部科学省の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の活用を予定しているため、「『公立学校施設整備事務ハンドブック』公立学校施設法令研究会編著第一法規」を参照し、要件等について本町と協議を行うこと。補助対象金額については設計業務完了後、それぞれ按分して算出すること。なお、活用予定メニューを以下に示す。

#### ■負担金

- ・小中学校等の統合校舎の新增築
- ・小中学校等の統合屋内運動場の新增築

#### ■交付金

- ・学校給食施設整備事業
- ・屋外教育環境施設の整備
- ・太陽光発電等導入事業
- ・基本設計費に関する国庫補助
- ・多目的スペース整備
- ・エコスクールプラス

#### ② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの補助金については、こども家庭庁の子ども・子育て支援施設整備交付金（放課後児童クラブ施設整備費）及び福岡県の福岡県放課後児童クラブ室施設整備費補助金の活用を予定している。

交付金事務の関係上、施工業務については交付金の内示後に別途契約することとなるため、要件等については本町と協議を行うこと。

(3) 想定児童数等（令和10年4月開校時の推計）

① 本施設で対象とする想定児童数

本施設での想定児童数は次表のとおりである。

なお、学級数は想定児童数に基づき、19学級を想定している。

② 想定児童数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	特学	総計
男	42	47	41	52	58	52	292	22	314
女	29	37	36	44	44	61	251	19	270
合計	71	84	77	96	102	113	543	41	584
学級数	3	3	3	3	3	4	19	8	27

③ 想定教職員数

職名	校長	教頭	主幹教諭	指導教諭・教諭・講師等	養護教諭	事務職員	合計
職員数	1	1	1	38	1	4	46

④ 必要競技場

屋外・屋内運動場に整備する競技場は以下を想定している。

競技名	コート数	設置場所
150mトラック	1	屋外運動場
ミニバスケットボール	2	屋内運動場
バレー	2	
バトミントン	2	

### 3. 調査業務

(1) 測量調査業務

本事業対象敷地の縦断測量及び横断測量を行うこと。

なお、現況平面測量は実施済みであるため、「別紙資料4 小学校建設用地現況平面測量図」を参照すること。

(2) 地質調査業務

地質調査は、新築する施設の基礎の設計を行うために、「別紙資料5 小学校建設用地地質調査結果報告書」を参照のうえ、必要な調査を行うこと。

(3) 周辺家屋影響調査業務（近隣対応・対策業務）

家屋調査は、本事業に係る敷地の端から40m以内を対象とし、事前及び事後調査を実施すること。ただし、調査対象家屋は本町と協議し決定すること。

(4) 電波障害調査業務

事業者は、周辺家屋への電波障害影響調査を実施し、受信レベル・受信画質等の報告書を作成し、本町に提出を行うこと。（対策業務が必要な場合は、別途発注する。）

(5) アスベスト含有事前調査業務

解体にあたっては、必要に応じて、アスベスト及びPCBの有無を調査すること。新たにアスベストが発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、事業者において適切に処理を行うこと。PCBが発見された場合は、町が処理を行うものとするが、適正な処理方法について提案すること。

## 4. 設計業務

### (1) 本事業全体に係る事項

全体配置については、基本計画並びに本書を踏まえて計画すること。なお、造成計画においては、スケジュールに十分配慮した計画とし、本施設工事スケジュールを厳守すること。

### (2) 構造計画

本施設の構造は提案とするが、意匠設計及び設備設計との整合を図り、設計と条件及び要求性能を満たす構造体となるよう計画すること。

また、本施設のうち校舎及び屋内運動場は、災害時の避難所として位置づけられることを考慮し、大地震動及び暴風に対して、安全性を確保するために求める性能に応じて適切に計画すること。校舎の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年）による各耐震安全性の分類は、構造体はⅡ類、建築非構造部材は、学校機能はB類、避難所施設機能はA類、建築設備は乙類とする。

区分	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能	Ⅱ類	B類	乙類
避難施設機能（屋内運動場など）	Ⅱ類	A類	乙類

### (3) 建築計画

#### ① 全体配置・構成・デザイン

敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮すること。また、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない施設配置とすること。

- ・児童の登下校、車両動線、給食用物資搬入車両搬出入等を配慮したうえで、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- ・運動や広場空間を最大限考慮し、効率的な施設配置を行うこと。
- ・屋外運動場の日照確保に最大限配慮した施設配置とすること。
- ・施設の規模・配置については、近隣への電波障害の発生の可能性を考慮すること。また、実施設計の段階において、現地調査を行い、そのうえで対策を検討すること。
- ・施工時において電波障害が発生した場合は、速やかに復旧工事を行うこと。
- ・増築、間取りの変更等、将来の児童数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できるような柔軟性を持たせた建物構造とし、施設整備費及び長期に渡る維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種工夫を盛り込むこと。
- ・本施設の建物は、自然採光や自然換気に配慮し、開放感にあふれた明るく親しみのあるデザインとすること。
- ・什器等の環境整備支援として、現況調査、什器レイアウト設計、什器整備支援、文書量削減支援、移転支援の業務を行うこと。

#### ② サイン計画

本施設のサイン計画については、以下の要件を満たすこと。

なお、外部に設ける施設名板や室名称の文言については、設計業務段階において本町に確認すること。

- ・室名称のサインは、全ての諸室に設けること。
- ・トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- ・サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。
- ・外構及び建物内は、空間と調和した統一性のあるサイン計画を行うこと。サインは、ユニバーサルデザインの観点から、容易に認知が可能なものとする。

- ・下記のサイン計画には校章の設置を含むものとする。なお、校章のデザインは本町が行う。

区分	設置場所	設置箇所	仕様	数量
学校	校舎	外壁	金属製	一箇所
学校	屋内運動場	外壁	金属製	一箇所
放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	外壁	金属製	一箇所

#### (4) 必要諸室

本施設に必要な諸室の構成は、「別紙資料6 諸室面積表」に示すとおりとし、普通教室、特別支援教室等の面積についてはこれを基準として、既存校、類似施設等の事例を参考に事業者提案とする。また、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を行うこと。

#### (5) ゾーニング・諸室配置・動線計画

本施設の諸室については、規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができるものとする。

また、緊急時における避難がスムーズに行える適正な配置・動線計画とすること。なお、各諸室の配置等に当たっては、文部科学省大臣官房文教施設部作成の「小学校施設整備指針」に基づいて計画すること。

利便性の観点から、類似する機能を有する諸室を集積した以下のような施設ゾーンの計画に配慮すること。

##### ① 教室ゾーン

- ・普通教室や特別教室等の教室ゾーンは、時限間における移動等の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- ・普通教室の形状は「学年段階の区切りに対応した空間構成」とすること。
- ・各学年はオープンスペース型とし、学年ごとにユニットを構成すること。

##### ② 管理ゾーン

- ・教職員等が執務を行う管理ゾーンは、良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- ・自然採光を十分に取り入れた執務環境の実現、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること。
- ・教職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、教職員室からの死角（職員室からの運動場、事務室からの昇降口）は可能な限り無くすこと。
- ・管理諸室は近接配置とすること。
- ・管理諸室は、学校全体が見渡せる配置とすること。
- ・屋外施設として、校務員の作業室を設けること。

#### (6) 仕上げ計画及び留意点

##### ① 仕上げ計画

- ・仕上げ計画に当たっては、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃や管理がしやすい施設となるように配慮するとともに、使用材料や断熱方法等の工法を十分に検討し、建物の長寿命化を図ること。
- ・使用する材料は、身体への影響に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を基準以下まで削減するとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。
- ・仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態など、それぞれの特性に配慮した組合せとすること。

- ・地震時の剥落や落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- ・施設改修時、解体撤去時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- ・諸室の用途、機能に応じ、耐久性、メンテナンスの容易さに配慮すること。
- ・諸室の用途、機能に応じ、遮音性、断熱性、吸音性を十分検討して採用すること。
- ・屋内トイレの床・壁は乾式仕上げとすること。また、屋外トイレの床・壁は湿式仕上げとすること。

## ② 建物外部仕上げの留意点

- ・漏水を防ぐため、屋根面及び外壁面について適切な防水等の措置を講じること。排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管、階間のシール部分等は特に注意すること。
- ・大雨や台風等による風水害に耐え得る構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。
- ・鳥類及び鼠族、昆虫の侵入並びに住み着きを防ぐ構造であること。具体的には、捕虫器の設置、給食室等におけるエアーカーテンやスリットカーテンの設置及び排水トラップの設置等がなされていること。

## ③ 建物内部仕上げの留意点

- ・内装は木質化を図ること。
- ・壁の仕上げ材については、全施設において児童の蹴破り等に耐えられる設えとすること。
- ・消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。なお消火器は別途とする（消火器BOXは本工事）。
- ・可動間仕切りは、収納時は壁面に収まり、目立たぬような工夫をするなど、収納が容易でたわみや緩み等の変形が生じにくいものとする。また、必要に応じて防音性に優れたものとする。
- ・窓廻りは、本事業予定地の環境に配慮し、防音性能の高い仕様とすること。また、必要に応じて網戸を設置すること。

## (7) 動線・セキュリティ計画

- ・敷地内では、歩車分離に配慮した動線計画とすること。
- ・児童と来校者が出入りする部分を区分し、それぞれの動線が錯綜することのないよう計画すること。
- ・児童昇降口とは別に、職員昇降口を設けること。
- ・駐車場から屋外運動場へは直接立ち入りができないよう、セキュリティラインを形成すること。
- ・敷地外周部のガードパイプ、フェンス等の不具合箇所を復旧すること。
- ・給食共同調理場への給食用物資搬入車両の進入路を設け、安全確保に配慮すること。また、給食用物資搬入車両の通行は、可能な限り建物に接近できるよう計画し、車庫を計画すること。
- ・屋内運動場は休日・夜間に地域開放することから、校舎など他の用途と一棟として計画する場合、屋内運動場から他の用途へは直接立ち入りできないようセキュリティラインを形成し、屋内運動場専用の昇降口を設けること。

## (8) ユニバーサルデザイン

- ・児童、高齢者及び体の不自由な方等のすべての施設利用者が、安心、安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

## (9) 周辺環境・地球環境への配慮

### ① 地域性・景観性

- ・地域及び敷地周辺の既存建物との調和を図りつつ自然景観を十分に活かし、地域

の求心的な存在として親しまれる景観を創るよう工夫すること。

- ・地域環境への対応としては、住宅が近接することを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らすこと。また、本業務中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気等による影響を最大限抑制すること。

## ② 環境保全・環境負荷低減

- ・地球温暖化防止を意識し、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともにエネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用すること。
- ・自然採光、自然換気などの自然エネルギーの活用や節水器具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー及び廃棄物発生抑制等に配慮し、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。

## (10) 設備計画

設備計画については「建築設備計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」に準拠し、以下の項目を考慮したうえで、①電気設備、②機械設備の計画を行うこと。なお、「別紙資料7 電気設備・機械設備要求性能表」を標準案として事業者の創意工夫による提案を行うこと。

- ・更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ・設備方式、使用機材は、耐久性、信頼性、耐震性が確保され、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとすること。
- ・自然採光、自然換気などの自然エネルギーの活用や節水器具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー及び廃棄物発生抑制等に配慮し、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。
- ・ZEB Ready以上の性能を有する施設とするために必要となる設備（中央監視設備、BEMS、自動制御など）は本事業にて設置をすること。なお、設備の仕様等をご提案いただく関連設備に準じたものとすること。
- ・機器更新時を考慮したスペース及びルートを確保すること。
- ・操作や維持管理が容易なものとすること。
- ・施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。
- ・地球環境及び周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・将来の間仕切り変更や部屋の用途変更等を考慮し、フレキシビリティに配慮したものとすること。
- ・原則として、使用する電線・ケーブル類はエコケーブルを採用すること。
- ・耐震安全性の分類における官庁施設の分類は「特定の施設」とすること。
- ・建築設備耐震設計・施工指針に基づき、ダクト・配管・配管ラック、ケーブルラックの振れ止め、落下防止、破損防止措置を講ずること。
- ・躯体貫通配管（地中梁など）においては地震時や地盤の変位における変位に追従する可とう性と強度を確保すること。
- ・本町のゼロカーボンシティ宣言、エコスクールの考え方のもと、ZEB Ready以上の基準を満たすこと。
- ・エネルギー源については、安全性、コスト（イニシャルコスト、ランニングコスト、機器導入コスト）更新性、保守性などの優位性を、オール電化方式とLPガスで比較検討し、ベストミックスで計画すること。
- ・本施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。
- ・地球環境及び周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・災害時の避難所としての役割を果たすことのできるバックアップ体制を考慮すること。
- ・凍結防止対策を講ずること。

## ① 電気設備

### ア 共通事項

- ・各室の要求性能や必要な機能は「別紙資料7 電気設備・機械設備要求性能表」による。
- ・電子黒板を設置する室及びその仕様、備品なども「別紙資料8 各室ICT・備品項目シート」による。
- ・重要機器は次のものとする。  
配電盤、発電装置（防災用）、直流電源装置、交流無停電電源装置、  
電話交換機、非常放送主装置、自動報知受信機、中央監視装置、  
その他防災上重要な機器
- ・電気工作物の計画、設計、工事に関する事項は、関連する基準に従うこと。
- ・ホール・多目的スペースは、他の学習空間と役割分担及び機能的に連携できるスペースとして設置する。低学年・高学年などの発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じた空間とし、調べ学習、発表会など多様な使い方に対応できる設備とする。
- ・オープンスペース（多目的スペース）は、多様な学習形態に対応できる広さや設備を整備するとともに、多目的部門の各スペースとの連携に応じてチームティーチング、個別学習、グループ学習などに柔軟に対応できるように計画すること。
- ・次の別途工事の各設備用配管及びボックス類、電源を見込むこと。  
防災無線、機械警備設備、G I G Aスクールシステム、教務系LANなどのLAN設備

### イ 電灯設備

#### (ア) 電灯設備

- ・電灯設備（照明設備を含む）の設置をすること。また、幹線設備の設置も行うこと。
- ・LED照明器具、人感センサ等の省エネ設備の採用を行うこと。
- ・黒板を設置する室には黒板灯（LED）を設置すること。
- ・各教室の照明器具は快適な学習環境を確保するために、児童の視野内に入る照明器具の不快感なグレアを除くこと。児童への目の疲労が少なく、快適な雰囲気の中で気分を集中して学習ができる環境への配慮をすること
- ・グレアの制限値はJIS-Z-9125「屋内作業場の照度基準」に準拠すること。
- ・照明器具は「別紙資料7 電気設備・機械設備要求性能表」の照度以上を確保すること。「別紙資料7 電気設備・機械設備要求性能表」に記載の無い場合は学校環境衛生基準の照度及び照度環境の基準、JIS-Z-9110:2010に準拠すること。
- ・省エネルギー・高効率・長寿命タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易な機器、システム等を採用すること。
- ・入手困難な器具やシステム等を使用しないこと。
- ・器具の種別を最小限にすることにより、維持管理を容易なものとする。特に高所に設置するものについては、点検用歩廊等により容易に保守が行いやすい計画とすること。
- ・校内各諸室において、単独で照明の管理ができるようにすること。また、職員室などの管理室等から照明点滅や空調制御等の一括管理ができるようにすること。
- ・点滅区分を適正にし、こまめな消灯ができるようにすること。
- ・本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は昼光センサ・人感センサ・タイマー等による自動点滅及び時間点滅が可能な方式（制御）とすること。
- ・トイレ、廊下等の人通りが少ない場所に関しては人感センサや調光システム

- 等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- ・窓際照明の照度制御、局部照明、反射式照明器具の設置等による省エネルギーを実現する工夫を行うこと。
- ・昇降口や玄関前には屋外照明（タイマーもしくは人感センサーによる制御）を設けること。
- ・その他、必要に応じて保安照明を設置すること。

(イ) 非常照明・誘導灯

- ・非常用照明設備、誘導灯設備等は、関連法令に基づき設置すること。また、幹線設備の設置も行うこと。
- ・各種法規に従い、非常照明及び誘導灯を設置すること。なお、屋内運動場など地域開放を想定している諸室及びそれに付随する廊下等の避難経路は、不特定多数の利用があることに配慮した計画とすること。
- ・非常照明及び誘導灯は蓄電内蔵とすること。

(ウ) コンセント設備

- ・コンセント設備の設置をすること。また、幹線設備の設置も行うこと。
- ・重要負荷のコンセントには、避雷対策を講じること。
- ・コンセントは用途に適した形式・容量を確保し、特別教室についても考慮したうえで適切な位置に配置すること。
- ・G I G Aスクール対応の電源を適切に見込むこと。
- ・全ての分電盤に予備回路及び予備スペースを適切に見込むこと。
- ・屋外コンセントを適切に設置すること。
- ・屋外コンセントはコンセントボックスにて収納し、安全性に配慮すること。
- ・非常時の移動式発電機用（電源車など）の接続盤や外部電源コンセントを新校舎、屋内運動場及び共同給食調理場に設置すること。

ウ 幹線・動力設備

- ・全ての動力制御盤に予備回路及び予備スペースを適切に見込むこと。
- ・幹線系統を明確化し、管理を用意に行うことができるようにすること。
- ・Z E B化に伴い、B E M Sの設置を行う。また、運用時のエネルギーモニタリングや制御、設備チューニングなどへの対応が十分かつ適切に行えるよう電力量計や各種計測機器、制御装置を設置すること。
- ・将来の幹線増設及び幹線更新に伴う布設替えが容易にできるようにすること。
- ・ケーブルラックに将来用予備スペースを見込むこと。
- ・ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。

エ 受変電設備

- ・点検等による停電が学校運営に支障を及ぼすことがないようにすること。
- ・受変電設備は保守及び将来の負荷増設を見込んだスペース（電灯盤、動力盤、各2面体）を最低限確保すること。
- ・高効率の変圧器を選定すること。
- ・省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- ・受変電設備の防振対策を行うこと。
- ・高調波流出抑制の指針に適した対策を行うこと。
- ・変圧器容量が500kVA以上となった場合は励突抑制開閉器による励磁突入電流抑制対策を行うこと。
- ・受変電設備の点検用架台を受変電設備の前面及び背面に設けること。



## オ 電源設備

### (ア) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電パネルは 20.0kW以上を設置すること。
- ・パワーコンディショナの仕様については、20.0kW以上の太陽光発電と蓄電池の充放電が十分な入出力で制御できるものとし、「過積載」も考慮した最適な仕様とすること。
- ・設置場所、供給先については本町と協議すること。
- ・停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給するものとする。
- ・表示装置等を設置すること。
- ・設備の設置並びに配管配線工事を各諸室に適切に行うこと。

### (イ) 蓄電設備

- ・蓄電池は10.0kW以上のリチウムイオン蓄電池を標準とすること。
- ・設置場所、供給先については提案のうえ、本町と協議すること。
- ・設備の設置並びに配管配線工事を各諸室に適切に行うこと。

## カ 雷保護設備

- ・J I S規格、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき雷保護設備を設置すること。
- ・内部雷保護に対応した計画とすること。

## キ 構内情報通信網設備

- ・G I G Aスクール構想に準じた校内ネットワーク回線やアクセスポイント、教務系ネットワーク回線等が構築できるように計画をすること。
- ・無線LANが利用できるよう配管配線等を行い整備すること。その際、学校における電算機器保守点検受託業者と打合せ等を行い、作業を実施すること。
- ・普通教室、特別教室等は教育系回線（G I G A）を敷設し、管理諸室には教務系回線を敷設すること。
- ・将来における技術革新に対応できるよう、更新が容易な機器構成とすること。
- ・本町の情報ネットワークに接続可能な情報回線の引込みと施設内の配管配線及びボックス類、電源を設置すること。
- ・本町のネットワークへの接続は別途工事とする。
- ・通信情報用幹線として、将来用の増設経路を確保すること。
- ・LAN配線用機器、LAN無線アクセスポイントの設置は、別途工事とする。

## ク 構内電話交換設備

- ・本施設に電話回線を引き込み、校内各諸室から職員応答など校内相互通話の機能及び内線・外線機能を有した電話設備の設置並びに配管配線を行うこと。
- ・本施設への引込みと各階IDFまでの配管配線、ボックス類の設置及び電源の確保を行うこと。
- ・各階にMDF及びIDFの設置を行うこと。
- ・職員室及び事務室に総合盤の設置を行うこと。

## ケ 時計設備

- ・電池式電波時計を設置すること。
- ・正確な時間を放送設備へ移報できる設備を設置すること。また、主装置等は職員室内の総合盤に設置をすること。
- ・機器の設置及び配管配線を行うこと。

## コ 映像・音響設備

- ・屋内運動場などの映像・音響設備は本工事とし、対象となる部屋は「別紙資料

- 7 電気設備・機械設備要求性能表」による。
- ・配管配線、ボックス類を含む映像・音響設備の設置及び電源の確保を行うこと。
- サ 拡声設備（校内放送設備）
- ・配管配線、ボックス類を含む拡声設備の設置及び電源の確保を行うこと。
  - ・校内放送設備は、職員室や放送室から校舎内、屋外運動場及び屋内運動場に放送可能な設備とすること。
  - ・運動会時など、屋外運動場側及び放送室側から放送可能な設備を整備すること。
  - ・消防法に定める非常放送設備を設置すること。
  - ・主装置は管理室、放送室等により放送できるようにすること。
  - ・放送回線局数については、各教室に設置し、ゾーニングの変更対応が可能な設備とすること。
  - ・ページング対応が可能となるように電話交換機との連携をすること。
- シ テレビ共同受信設備
- ・地上デジタル放送用アンテナ、配管配線、ボックス類を含む拡声設備の設置を含むテレビ共同受信設備の設置及び電源の確保を行うこと。
  - ・映像・音響設備とも連携した共聴設備を計画すること。
- ス テレビ電波障害防除施設
- ・着工前、中間時、完了時において、電波調査車両による電波障害調査を行うこと。
  - ・本施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、本町と協議を行い、テレビ電波障害対策の検討及び対策の実施を行うこと。
- セ インターホン設備
- ・配管配線、ボックス類を含むインターホン設備の設置及び電源の確保を行うこと。
  - ・正門、裏門、車両用出入口、昇降口の門扉それぞれから職員室及び事務室と応答ができるインターホンを設置する。
  - ・車両出入口の門扉に給食施設と応答ができるインターホンを設置する。
  - ・緊急時にエレベーター内と応答ができるインターホンを設置すること（エレベーターかご内インターホンでも可能）。
  - ・インターホンは映像及び音声の対応が可能な機器を設置すること。
  - ・普通教室、特別教室等にインターホンを設置し、容易にかつ即座に連絡ができるシステムとすること。
  - ・バリアフリートイレ内に緊急押しボタンを設置し、異常があった場合には表示窓の点灯とアラーム音等により外部に知らせることができるものとする。また、職員室や事務室に表示盤を設置すること。
- ソ 防犯カメラ設備
- ・配管配線、ボックス類を含む防犯カメラ設備の設置及び電源の確保を行うこと。
  - ・本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、防犯用カメラを敷地境界や死角も含めた必要な箇所に設置すること。
  - ・正門、裏門、車両用出入口など敷地への出入口となる各門、昇降口、屋内運動場内に防犯用カメラを設置すること。
  - ・録画装置を含む主装置は職員室の総合盤内に設置すること。
  - ・管理モニターによる職員室及び事務室での一元管理を行うなど、一体的に管理できるように整備すること。
  - ・録画時間は3週間以上とすること。
- タ 機械警備配管設備
- ・警備システムについては、機械警備を基本とする。

- ・機械警備システムについては、校舎と屋内運動場、放課後児童クラブを対象に計画し、エリア別に警戒（警備）が可能になるよう配管、電源の設置をすること。
- ・保安警備は別途契約予定である為、必要な配管、電源の計画を行うこと。

#### チ 火災報知設備

- ・消防法に準拠して自動火災報知設備を設置する。
- ・職員室に防災監視装置を設置し、本施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。
- ・法的な必要性に応じ、防排煙設備及びガス漏れ感知設備などを設置すること。

#### ツ 防災設備

- ・鞍手町防災行政無線設備のアンテナ移設に伴う配管、ボックス類及び電源の設置を行うこと。
- ・アンテナが設置できるように基礎やアンカーなどの設置を行うこと。
- ・移設用の詳細は本町及び専門事業者と協議を行うこと。
- ・現校舎解体前に建設敷地内に鞍手町防災行政無線設備を仮移設するため、その際の配管やボックスなどの設置を行うこと。また、建設計画により仮移設設備が本設となった場合は、新校舎より電源供給及び情報配線等の設置も行うこと。

#### テ 構内配電線路

- ・配管配線、ボックス類、ハンドホールなどを含む構内配電線路設備、屋外灯設備の設置及び電源等の確保を行うこと。
- ・敷地への引込みは、電柱にて引込を行い、以降構内配電線路は地中埋設配管配線にて布設をすること。
- ・屋外照明器具については光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着いた着きのある照明設備を計画し、設置をすること。
- ・歩行者の安全を考慮し、外部に適切に照明設備を計画すること。
- ・駐車場に屋外照明器具を設置すること。
- ・夜間に防犯用カメラの映像確認や録画に支障を及ぼさないように屋外照明器具の設置を行うこと。

#### ト 構内通信線路

- ・各種引込等の配管配線、ボックス類、ハンドホールなどを含む構内線路設備の設置を行うこと。
- ・敷地への引込みは、電柱にて引込を行い、以降構内通信線路は地中埋設配管配線にて布設をすること。
- ・防犯用カメラの設置を行うこと。

#### ナ 舞台照明・舞台音響設備

- ・配管配線、ボックス類などを含む舞台照明・舞台音響設備の設置及び電源等の確保を行うこと。
- ・地明かり、アッパーホリゾントライト、ボーダーライト、フットライトを設置すること。
- ・地明かり、アッパーホリゾントライト、ボーダーライト、フットライトは単色としLED器具とすること。
- ・地明かり、アッパーホリゾントライト、ボーダーライトは舞台機構によるボタン吊とすること。
- ・舞台上にコンセントを3個設置すること。
- ・舞台照明操作卓は舞台（ステージ）袖に設置をすること。
- ・舞台上に有線マイク接続口を設置すること
- ・有線マイク1本、ワイヤレスマイク3本、ワイヤレスアンテナを設置すること。

- ・ステージスピーカー、モニタースピーカー、操作用スピーカーを設置すること。
- ・ステージスピーカーは構内放送も放送できる仕様とし、反響の少ない機器を設置することで聞き取りやすさへの配慮をすること。
- ・アンプ等の設置は舞台（ステージ）袖に設置すること。

## ② 機械設備

### ア 共通事項

- ・各室の要求性能や必要な機能は「別紙資料 7 電気設備・機械設備要求性能表」による。
- ・重要機器は次のものとする。  
換気機器、空調機器、ガス給湯器、消火用ポンプユニット、消火充水槽、上水加圧給水ポンプ、その他避難・消火等の防災機能を担う設備
- ・その他防災上重要な機器
- ・結露対策、防カビ対策及びクロスコネクション防止を行うこと。
- ・建物内で発生する臭気、振動及び騒音等が周辺環境に影響を与えないように配慮をすること。

### イ 熱源機器設備

- ・熱源システムは検討により提案を行い、本町との協議により決定したものを設置すること。
- ・高効率で管理の容易なシステムとし、経済性に優れた機器とすること。
- ・設計段階においては、ライフサイクルコスト（運転・維持管理費）環境性能上（CO<sub>2</sub>排出量など）の試算を行い、提示、協議を行うこと。また、操作・メンテナンス・更新方法について検討、提示をすること。
- ・ZEB化に伴い、BEMSの設置を行う。また、運用時のエネルギーモニタリング及び設備チューニングへの対応が十分に行えるよう各種制御や計測機器を適切に設置すること。

### ウ 空調設備

- ・空調設備について、集中リモコンやデマンド管理を行えるようにすること。
- ・各種配管からの結露、漏水及び破損対策を行うこと。
- ・空調方式は快適な室内環境を維持し、省エネルギーを図るシステムとすること。また、室用途、操作性、利用時間帯等に配慮した計画とすること。
- ・自然通風、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図ること。
- ・使用する冷媒は、安全性が高く、オゾン層破壊係数がゼロで、かつ地球温暖化係数が可能な限り小さいものを採用すること。
- ・隙間風の流入に配慮を行うこと。
- ・普通教室とオープンスペース（多目的スペース）によるユニット構成をする場合はオープンスペースにも空調設備を計画すること。
- ・屋内運動場、吹き抜け等の大空間は、夏の高温防止対策を講じること。
- ・諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。
- ・空調設備方式は検討により提案を行い、町との協議により決定したものを設置すること。
- ・ZEB化に伴い、BEMSの設置を行う。また、運用時のエネルギーモニタリング及び設備チューニングへの対応が十分に行えるよう各種制御や計測機器を適切に設置すること。
- ・排水溝への出口には、少なくとも 0.5cm 以下の格子幅の蓋を備えること。
- ・吸気口、排気口については、格子幅 1.5mm 以下の防虫ネットを備えること。
- ・給水管、ガス管、排水管、給電コード、排煙ダクト、冷媒チューブ貫通部分等は、防鼠、防虫のために、隙間がない構造とすること。

#### エ 換気設備

- ・建物全体の風量バランスを考慮した計画をすること。
- ・室の用途、換気の目的等に応じた適切な換気方式を選定すること。各室にて発生した臭気等が他のエリア・室に影響を与えない方式とすること。
- ・換気方式は、ライフサイクルコスト（運転・維持管理費）を考慮し、選定すること。
- ・シックハウス対策を十分に施すこと。
- ・空調を設置する居室換気は省エネルギーに配慮した方式とすること。
- ・給食調理場の調理エリアなど、蒸気・熱気等の発生する場所には、これらを強制排気する設備を設けること。
- ・外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。
- ・換気設備においては、湿気、結露対策を十分に講じ、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール問題等の対応に配慮すること。
- ・ZEB化に伴い、BEMSの設置を行う。また、運用時のエネルギーモニタリング及び設備チューニングへの対応が十分に行えるよう各種制御や計測機器を適切に設置すること。
- ・夏休みなど長期間使用しないトイレなど臭気対策への配慮をすること。

#### オ 排煙設備

- ・建築基準法、消防法に従い、排煙設備を設けること。

#### カ 自動制御設備

- ・設備システムの省エネルギー化及び管理集約化を図るシステムとする。
- ・ZEB化に伴い、BEMSの設置を行う。また、運用時のエネルギーモニタリング及び設備チューニングへの対応が十分に行えるよう各種制御や計測機器を適切に設置すること。

#### キ 衛生器具設備

- ・衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。
- ・衛生的で、高齢者及び体の不自由な方にも使いやすく、かつ、節水型器具を採用すること。
- ・低学年の児童に十分配慮し、児童の成長過程に合った器具を採用すること。
- ・トイレの衛生対策を講じること。特に臭気対策には万全を期すこと。
- ・手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。
- ・手洗い自動水栓、小便器は個別自動洗浄小便器を使用するなど、省エネルギー・省資源に配慮した器具を採用すること。
- ・大便器は洋風便器を基本とする。ただし、各トイレに和風大便器を男女1組ずつ設置すること。
- ・教職員用の洋風便器は暖房機能付き温水洗浄便座とする。また、擬音発生装置を設置すること。
- ・バリアフリートイレは、高齢者及び体の不自由な方が使用しやすい仕様とすること。また、ジェンダー・セクシュアリティに配慮した利用に考慮すること。
- ・大便器、小便器、洗面器及び手洗器は、陶磁器製とすること。

#### ク 給水設備

- ・受水槽を必ず設置すること。
- ・給水方式は、通常時及び災害時の利用について検討により提案を行い、町との協議により決定したものを設置すること。
- ・受水槽の算定には、通常時の児童数：630人（職員数含む）を見込み、災害時の

利用者数：240人を見込んだ計画とすること。

- ・給水負荷変動を考慮した計画とすること。
- ・給水設備は、各器具において、必要な水量・水圧が定常的に確保でき、かつ、効率よく使えるシステムとすること。
- ・メンテナンスを考慮し、仕切り弁等を適宜に設置し、漏水等の調査が容易にできるよう工夫をすること。
- ・飲料水以外の水を使用する場合は、独立したパイプで送水し、パイプにその旨を注意書きし、色分け等により区分を明確にすること。
- ・殺菌のため塩素を添加する場合は、蛇口で0.1mg/リットル以上の遊離残留塩素を保つような連続塩素注入装置を備え、衛生面に配慮すること。
- ・給水設備は、必要に応じて防錆機器を設置すること。
- ・受水槽内に汚れ及び錆が認められないこと。
- ・受水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とする。また、内部は清掃が容易で、かつ施錠のできる構造であること。
- ・受水槽の出水口は、先に入った水の滞留を防ぐため、タンクの底部に設けられていること。
- ・受水槽の容量は、災害発生時に炊出しを実施することを考慮して計画すること。また、災害時に給水設備として利用できるよう専用蛇口等を設置すること。
- ・給水引込管を更新すること。
- ・児童数に応じ、適切な箇所に必要な蛇口数を考慮した手洗い場を設置すること。
- ・契約後には本町水道局と給水方式、給水管との接続方式について十分な協議を行うこと。

#### ケ 排水通気設備

- ・各種排水を衛生的に公共下水道まで導く設備とすること。
- ・排水設備は、十分な臭気・騒音対策を講じること。
- ・排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップは可能な限り行わないこと。
- ・冷却装置において発生する水は、直接室外又は排水溝へ排出されるように計画すること。
- ・下水道法に定められた一定量以上の水量や汚水を下水道に排除しようとするときは、排除基準値以下まで汚染物質を除去（汚水処理）すること。

#### コ 給湯設備

- ・各所に給湯量に応じた給湯設備を選定し、設置すること。
- ・給湯方式はライフサイクルコスト（運転・維持管理費）、出湯時間等を考慮し選定すること。
- ・理科室や家庭科室等の特別教室、更衣室（シャワー等）、保健室、給湯室等、必要に応じて給湯設備を設置すること。

#### サ 消火設備

- ・消防法、建築基準法及び所轄消防署の指導に従って、消防設備を設置すること。
- ・消火設備を設置する場合は、安全性、環境性、操作性に配慮すること。

#### シ ガス設備

- ・ガス設備は安全性、耐震性、耐久性、信頼性のあるものとすること。
- ・液化石油ガス法に基づき、ガス設備を設置すること。
- ・給食施設系統及び給湯設備系統、その他のガスの使用については、安全性、コスト（イニシャルコスト、ランニングコスト、機器導入コスト）、更新性、保守性などの優位性の面で、オール電化方式と比較検討すること。給食調理機器の一部についてはガス設備を導入することとなるが、優位性については町へ説

明を行い、協議をすること。

- ・家庭科室、理科室など教科によりガス設備が必要となる諸室へガス設備を設置すること。

#### (11) 防災安全計画

##### ① 安全性の確保

- ・地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策並びに落雷対策に十分留意すること。
- ・災害発生の際には、情報発信所や避難所として機能するように工夫すること。
- ・児童の利用に際し、危険が予想される吹き抜け等の箇所には、安全柵やネット等を設け安全を確保するとともに、下方からの視線を遮るなどの配慮をすること。なお、強化ガラスを採用するなど、ガラスの衝突安全性を確保するとともに、飛散防止フィルム等により、割れた際の安全性にも十分配慮すること。

##### ② 警備保安の充実

- ・日中の不審者対策や休日及び夜間等における不法侵入防止に向けて、施設の保安警備に留意した計画とする。施錠装置については原則すべての諸室に設けることとし、マスターキーシステム管理とすること。なお、オープンスペース型の教室についてはユニット入口に施錠装置を設けること。
- ・防犯上、適切な照明設備を設置すること。

##### ③ 災害時の指定避難所としての機能整備

- ・屋内運動場は指定避難所としての利用を想定した構造・設備を有する施設とすること。
- ・物資の搬入経路、炊き出し・仮設トイレの設置スペースなどに配慮すること。
- ・要支援者の滞在や感染症予防などにも対応できる個室の整備について考慮すること。なお個室には空調設備を設置すること。
- ・マンホールトイレを設置すること。設置箇所や個数は提案による。
- ・設備等の規模及び場所については本町防災担当課と十分な協議を行うこと。

#### (12) 什器設置計画

- ・特別教室等の収納について、アクリル板等の安全な資材を使用した透明な収納を設置し、廊下側からも収納の中が見えることで、児童に好奇心、興味を持たせられるような工夫をすること。
- ・什器は転活用、新規購入の仕分けについて調査、協議、調整を行い図面に反映すること。
- ・開校に当たって必要とされる什器リストを作成すること。
- ・厨房機器一式は調達から設置まで行うこと。必要な厨房機器は、「別紙資料10 鞍手町学校給食共同調理場の諸室の概要及び要求事項」による。
- ・厨房機器以外の什器の調達、設置の範囲は、床等に固定された台や棚、備え付け什器のみとする。
- ・その他の什器購入は別途発注を予定しているため、発注に係る書類作成等の支援を行うこと。

#### (13) 設計業務に関する各棟・諸室の要求内容

本事業の設計業務対象施設は、「別紙資料6 諸室面積表」に示した施設とし、主な諸室の要求内容について以下に示す。記載のない諸室及び仕様については、本町と協議のうえ、整備すること。

##### ① 校舎

###### ア 共通事項

- ・自然素材を使用するなど、シックスクール対策を十分に施すこと。
- ・設備は新しい学習に対応できるものとし、備品についても児童生徒の生活の場としての機能に配慮すること。
- ・空調及び防音・吸音について工夫を施すこと。
- ・児童数に応じ、適切な箇所に必要な蛇口数を考慮した手洗い場を設置すること。
- ・室内の換気設備に配慮すること。
- ・G I G Aスクール構想に準じた情報設備やネット環境を整備すること。
- ・諸室の配置によって、日射遮蔽対策を施すこと。
- ・諸室や廊下等の使用性等に配慮した照明・コンセント・弱電設備等を設置すること。
- ・室内の掲示板については、室内後方の壁全体を掲示スペースとして活用できるような仕様にする。

#### イ 普通教室

- ・学年毎にまとまったユニットを形成し、ユニット内は普通教室、オープンスペース（多目的スペース）、相談室で計画すること。
- ・W3600以上のスライド黒板（暗線方眼入）を設置すること。
- ・教職員用収納棚、教材用ロッカーを設置すること。
- ・児童用ロッカー（40名対応/室）、掃除用具ロッカーを設置すること。なお、掃除用具ロッカーはオープンスペースに設置することを妨げるものではない。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・タブレット保管庫（40名対応）を設置可能とすること。
- ・展示（掲示）スペースを設置すること。
- ・日課黒板を設置すること。
- ・本棚（50冊程度）を設置すること。
- ・コートやジャンパーなどの上着が収納できる計画とすること。

#### ウ 特別支援学級

- ・ユニット形状とし、まとまりのある配置とすること。
- ・特別支援学級の教室は、児童の成長に合わせて分離する等、最適な配置を考慮すること。また、障がいの特性を考慮し、災害時の避難の行いやすさなど、安全性を十分に確保できる位置（可能な限り低層階）に配置すること。
- ・各教室には、可動間仕切りを設けるなど、多様な活動ができるよう計画し、収納スペースを設置すること。
- ・オープンスペース内に、カームダウン室（約9㎡程度）を2室、バリアフリートイレを1室、脱衣室を1室設置し、脱衣室には簡易ベッド式着替えスペースやシャワー、手洗い及び作業等に対応できる給排水設備を設けること。
- ・W3600以上のスライド黒板（暗線方眼入）を設置すること。
- ・教職員用収納棚、教材用ロッカーを設置すること。
- ・児童用ロッカー（8名対応/室）、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・タブレット保管庫（8名対応）を設置すること。
- ・展示（掲示）スペースを設置すること。
- ・日課黒板を設置すること。
- ・本棚（50冊程度）を設置すること。

#### エ 通級指導教室

- ・ユニット形状とし、まとまりのある配置とすること。
- ・通級指導教室は、児童の成長に合わせて分離する等、最適な配置を考慮すること。また、障がいの特性を考慮し、災害時の避難の行いやすさなど、安全性を十分に確保できる位置（可能な限り低層階）に配置すること。



- ・W1800以上のスライド黒板（暗線方眼入）を設置すること。
- ・教職員用収納棚、教材用ロッカーを設置すること。
- ・一体型電子黒板を設置すること。
- ・展示（掲示）スペースを設置すること。
- ・日課黒板を設置すること。

#### オ 少人数指導教室

- ・少人数指導授業用教室として、習熟度別・課題別など、少人数学習が効果的に  
行えるよう、普通教室と同様の設備を整備すること。
- ・学年ユニットに近接配置し、連携を取りやすくすること。
- ・W3600以上のスライド黒板（暗線方眼入）を設置すること。
- ・教職員用収納棚、教材用ロッカーを設置すること。
- ・児童用ロッカー（20名対応/室）、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・展示（掲示）スペースを設置すること。
- ・本棚（50冊程度）を設置すること。

#### カ 理科室

- ・理科室は2室設け、自然採光の確保を考慮した配置とし、理科教室間との連携  
利用に配慮すること。また、臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計  
画とすること。
- ・それぞれに教職員用実験台を1台、児童用として5人掛けの実験台（作業台）  
を7台以上設置すること。
- ・児童用実験台（H750程度）は洗面と水洗対応（ホーロー仕様）とする。
- ・準備室については、理科室から直接出入り可能とし、それぞれ1室ずつ確保す  
ること。
- ・W4500以上のスライド黒板（暗線方眼入）を設置すること。
- ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・展示（掲示）スペースを設置すること。

#### キ 音楽室

- ・音楽室は、十分に音響に配慮した計画とし、防音対策を講じること。
- ・高音質スピーカー、音楽鑑賞を可能とする音響設備を設置すること。
- ・音楽準備室については、音楽教室から直接出入り可能とすること。また楽器等  
を十分余裕をもって収納できるよう計画すること。
- ・教室後部に合唱段を2段設置すること。
- ・W4500以上のスライド黒板（五線譜入）を設置すること。
- ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・展示（掲示）スペースを設置すること。

#### ク 図工室

- ・図工室は制作作業に配慮し、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとし、作品の収  
納、保管、展示、鑑賞等を行う家具の設置ができるよう、十分なスペースを確  
保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画  
とすること。
- ・準備室については、共用部から直接出入り可能とすること。
- ・図工室には作業台（H750程度）をそれぞれ9台以上設置すること。
- ・手洗い場を設け、蛇口10箇所を設置し、排水にはプラスタートラップを設置す  
ること。

- ・W4500以上のスライド黒板（暗線方眼入）をそれぞれ設置すること。
- ・児童用ロッカー（40名対応）、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・備品収納棚を設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

#### ケ 家庭科室

- ・家庭科室については、調理室と被服室を兼用する。調理台については洗面と水洗対応で家庭的なものとし、調理及び被服製作が可能なものとする。
- ・準備室については、家庭科室から直接出入り可能とすること。
- ・準備室に冷蔵庫・洗濯機を設置するスペースを計画すること。
- ・教職員用調理台を1台設け、上部に鏡を設置すること。
- ・児童用調理台（H750程度）を7台以上設置すること。
- ・W4500以上のスライド黒板（暗線方眼入）をそれぞれ設置すること。
- ・児童用ロッカー（40名対応）、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・ミシン等被服関係の備品収納棚と食器棚等調理関係の備品収納棚を設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- ・排水は阻集器を介して排出すること。また、阻集器は点検及び清掃が容易にできる位置に設けること。

#### コ 外国語ルーム

- ・W3600以上のスライド黒板（暗線方眼・アルファベット用罫線入）を設置すること。
- ・防音対策を講じること。
- ・教職員用収納棚、教材用ロッカーを設置すること。
- ・掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ・展示(掲示)スペースを設置すること。

#### サ 図書室

- ・図書室は、児童の様々な学習を支援する学習センター・メディアセンターとして必要な情報を選択・活用できる場所として、机上だけでなく床に座って読書できるスペースなども計画する。また、その機能を有する機器及び設備も設置すること。
- ・書架の閲覧のしやすさ、目の届きやすさに配慮する。
- ・汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。
- ・標準必要冊数を置ける書架設置及び学習スペースを確保すること。また、標準必要冊数については、文部科学省学校図書館図書標準を参照すること。
- ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・貸出カウンターを設置すること。
- ・書庫収納庫を整備すること。

#### シ ホール（集会機能）

- ・ホール・多目的スペースは、他の学習空間と役割分担及び機能的に連携できるスペースとして設置する。低学年・高学年などの発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じた空間とし、調べ学習、発表会など多様な使い方に対応できる設備とする。
- ・調べ学習の発表会に利用できる、階段教室とする。
- ・多様な教育活動が展開できるよう、壁面ホワイトボード（スクリーン機能付き）としプロジェクター照射型の電子黒板を設置すること。

- ・高音質スピーカー、映像音響設備を設置すること。
  - ・掃除用具ロッカーを設置すること。
- ス オープンスペース（多目的スペース）
- ・学年毎にまとまったユニットを形成し、ユニット内は普通教室とオープンスペース（多目的スペース）で計画すること。
  - ・多様な学習形態に対応できる広さや設備を整備するとともに、多目的部門の各スペースとの連携に応じてチームティーチング、個別学習、グループ学習などに柔軟に対応できるように計画すること。
  - ・オープンスペースには、手洗い場（手洗い・洗面用蛇口10箇所、掃除用洗い場1箇所程度を、2教室に1箇所程度設けること。手洗い1ヶ所は車いすを使用する児童が利用できる様にする）や教材スペース等の学年活動に対応する機能を持たせること。
- セ 生活科教室兼多目的室
- ・生活科の授業ができる広さを確保すること。
  - ・生活科以外の授業にも多目的に利用することを想定すること。
  - ・W3600以上のスライド黒板（暗線方眼入）を設置すること。
  - ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
  - ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
- ソ ギャラリー（展示スペース）
- ・既存小学校の歴史を紹介するスペースとして、共用部と連続したわかりやすい位置に配置すること。
  - ・ギャラリー（展示スペース）は、展示品などへの照明器具の演出性やフレキシビリティ性、電源などの対応ができる設備を設置すること。
- タ 情報コーナー
- ・学校の行事や案内、児童の作品などの展示をできる場所として、校舎内のわかりやすい位置に配置すること。
  - ・学校の行事や案内、児童の作品などの展示品などの情報発信を可能とする設備を設置すること。
  - ・展示用照明器具ライティングダクト（調光式）及びスイッチを設置すること。
- チ 職員室
- ・屋外運動場等が見渡すことができ、緊急対応ができるよう、配置・動線に配慮すること。なお、昇降口が見える位置に配置すること。
  - ・壁にガラスを設ける等、明るく開放的で、親しみのある雰囲気になるよう工夫すること。また、職員室、校長室、印刷室、教職員更衣室においては情報保護及び情報セキュリティ等の危機管理対策が容易にできるよう計画すること。
  - ・打合せスペース、教材収納スペースを備え、給湯室、休憩室、放送室及び印刷室を近接させること。
  - ・校内集中管理ができる総合盤を設置すること。
  - ・壁面は可能な限りホワイトボードとする。
  - ・スライドレール型電子黒板を設置すること。
  - ・手洗い場を設けること。
  - ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
  - ・テレビ受信設備及びテレビ設置用の天吊り金具を整備すること。
  - ・ウォータークーラーを設置すること。

#### ツ 校長室

- ・校長室は応接室と一体として整備し、直接出入りができるように計画すること。また、来賓のアプローチや職員室、事務室との動線に配慮すること。
- ・備品収納棚を設置すること。
- ・本棚を設置すること。
- ・ホワイトボードを設置すること。
- ・テレビ受信設備及びテレビ設置用の天吊り金具を整備すること。
- ・手洗い場を設けること。

#### テ 事務室

- ・事務室は、玄関に隣接して配置し、児童や来校者の管理に配慮できるように計画すること。また、校長室や教職員室との連携が図れるよう動線に配慮すること。
- ・ホワイトボードを設置すること。
- ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・手洗い場を設けること。
- ・ウォータークーラーを設置すること。

#### ト 給湯室

- ・流し台を設置すること。
- ・吊り戸棚を設置すること。
- ・リラックススペースを設置すること。

#### ナ 保健室

- ・保健室は、屋外運動場等が見渡すことができ、緊急車両の進入も含めて緊急対応が可能なように、配置・動線に配慮すること。
- ・保健室は、可動間仕切りなどにより多様な形態での使用ができるよう計画すること。屋外に面した部分には足洗い場を設けること。
- ・車輪付きベッド、折りたたみ式ベッド、ベッド用間仕切りカーテン、収納庫・物入れ（布団収納等）、シャワー・脱衣コーナー手洗い場、給湯器、洗濯機等を設置し、洗濯物や布団の干し場について計画すること。また、出入り口は搬送用ベッドが容易に出入りできる大きさとする。
- ・保健室は、多様な利用があることを考慮し、相談スペースを設けること。
- ・掃除用具ロッカーを設置すること。
- ・児童や保護者のカウンセリング等を行う場所としてソファを配置可能とし、利用するうえでプライバシーに配慮すること。

#### ニ 備蓄庫

- ・災害用の備蓄倉庫として計画すること。

#### ヌ 放送室

- ・放送室は、防音に配慮すること。また、指導面において可能な限り職員室に近い位置に配置すること。
- ・各種放送設備を設置できる広さを確保すること。
- ・校内放送設備を設置すること。なお、グラウンドなどの屋外放送も可能とすること。
- ・掃除用具ロッカーを設置すること。

#### ネ 会議室

- ・W3600以上のホワイトボード2面UDスライド式を設置すること。
- ・会議室は、学年会議、教職員の会議、PTAの会議等の他、ランチルームとしての使用など、多目的に利用できるように70人～80人程度収容できる計画する

- こととし、可動間仕切りにより広さを変更できるよう整備すること。
  - ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
  - ・掃除用具ロッカーを設置すること。
  - ・展示(掲示)スペースを設置すること。
- ノ 児童会議室
- ・W3600以上のスライド黒板(暗線方眼入)を設置すること。
  - ・プロジェクター照射型電子黒板を設置すること。
  - ・掃除用具ロッカーを設置すること。
  - ・展示(掲示)スペースを設置すること。
  - ・40人程度収容できる広さを確保すること。
- ハ 教材室
- ・学年毎の教材等を保管するスペースとして設置すること。
- ヒ 相談室
- ・相談室は学年毎に1室を配置すること。
  - ・プライバシーに配慮し、安心して相談ができるような明るく落ち着いたのある室とすること。
- フ 機械室(印刷室)
- ・職員用のサーバやプリンタなどを設置する場所として計画すること。
  - ・印刷室はコピー機4台、シュレッダー2台、裁断機1台、軽印刷機2台、拡大機1台を設置できるスペース及びコンセントを設けること。
- ヘ 教員更衣室
- ・男女別に設置し、休憩スペースを設けること。
  - ・ロッカーを設置可能とすること。
  - ・職員室に可能な限り近い位置に配置すること。
- ホ P T A室
- ・学校を支援する活動を行う人たちやP T A活動で使用する室として配置すること。
  - ・来客用玄関に近接して配置すること。
  - ・流し台を設置すること。
  - ・W3600以上のホワイトボード2面UDスライド式を設置すること。
  - ・備品収納棚、掃除用具ロッカーを設置すること。
  - ・展示(掲示)スペースを設置すること。
- マ エレベーター
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠した一般用エレベーター(車いす対応型 ロープ式機械室レス 定員13人、乗用)を1基設置すること。
- ミ 共用部(昇降口、トイレ、廊下、階段など)
- ・共用部においては、児童が一日の大半を過ごす生活の場として、生活機能の充実に加え、美しく豊かでゆとりのある環境づくり(子どもの居場所づくり)を行うこと。自然採光を採り入れ、色彩や作品展示等による演出等、安らぎの空間となるよう計画するとともに、手洗い場と併せて居住性に留意すること。
  - ・トイレは、快適性に配慮し、屋内トイレは乾式、屋外トイレは湿式仕上げとするとともに、適切な便器数を男子用と女子用それぞれ確保すること。

- ・各階に男子用及び女子用トイレ、手洗い場を配置すること。
- ・男子用トイレの小便器には、仕切りを設けること。
- ・バリアフリートイレは各階に1箇所ずつ、男子用及び女子用トイレとは別に配置し、汚垂に配慮すること。なお、バリアフリートイレはオストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。
- ・廊下、ホール及び階段等については、空間的に開放感をもたせるとともに、避難時を想定した安全かつ十分にゆとりのある計画とし、各諸室並びに各階を合理的、機能的に結合するよう配慮すること。
- ・廊下は、作品等を展示できるように設え、児童の憩いの場として演出すること。また、廊下壁については、車いす等に対する壁面保護材を設置すること。
- ・メモリアルスペースとしての収納棚を設置すること。
- ・教材室及び倉庫については、各諸室との関連性を考慮し、各階に適切に配置すること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易にできるように計画すること。

#### ム その他

- ・機械室（印刷室）（一体型印刷機の設置スペース確保）及び給湯室は、職員室に近接して配置すること。
- ・AEDを保健室廊下側及び屋内運動場に設置可能とすること。

### ② 屋内運動場

校舎と一棟もしくは別棟とする。別棟とする場合は、校舎から屋内運動場は渡り廊下で接続することとし、屋根、壁付き等により風雨が凌げるよう整備すること。

#### ア 主室

- ・競技ができるミニバスケットコート（ゴール付き）、バレーコート、バトミントンコートの2面を設置し、天井高については7m以上とすること。壁及び柱については、緩衝材を設ける等、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること（独立した柱を設けないこと）。
- ・ミニバスケットコート（ゴールなし）、バレーコート、バトミントンコートの各競技は、主室全体を使用して1面でも利用できるよう設置すること。
- ・延べ床面積は1,200㎡程度とすること。
- ・振動・騒音障害対策に十分配慮するとともに、安定した自然採光や風通し（自然換気）、強制換気が可能なよう計画すること。
- ・空調設備を設置すること。
- ・学校開放時や災害時の相互利用を考慮し、屋外運動場の近傍に配置すること。
- ・器具庫については、十分なスペースを確保し、換気に十分配慮すること。棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易にできるように計画するとともに、壁や柱に物品が衝突しても容易に壊れないよう配慮すること。
- ・放送設備、音響設備を設置すること。
- ・照明設備は、全てLEDを採用し、主室照明のみ調光機能付きを基本とすること。また、場内が暗転できるように設えること。
- ・ステージを設置し、上部にはメンテナンス用のキャットウォークを設けること。

#### イ ステージ

- ・ステージ上部には、美術バトンを2～3程度設置できる奥行を設けるとともに、ステージ下部に椅子を収納できるようにすること。
- ・ステージ両脇からキャットウォークに往来できる階段を設置すること。

#### ウ その他施設

- ・トイレ（バリアフリートイレ含む。）、器具庫を備え、更衣室（男女各1室）を設置すること。
- ・トイレは、和式を1機設置し、残りは全て洋式とすること。

#### ③ 学校給食共同調理場

校舎と一棟もしくは別棟とするが、小学校及び鞍手中学校へ給食を提供する共同調理場として、国の学校給食衛生管理基準等に準拠した調理場を設計すること。主な要求事項は、下記のとおりとし、諸室の概要及び要求事項については「別紙資料9 学校給食施設の区分」及び「別紙資料10 鞍手町学校給食共同調理場の諸室の概要及び要求事項」を参照すること。

- ・小学校及び鞍手中学校への搬出入の利便性を考慮したゾーニングとすること。
- ・多彩な献立を提供するために必要な調理機器等を設置し、効率よく安全に調理作業ができる食数に応じた広さとすること。
- ・給食施設は、ドライシステムとすること。
- ・照明設備は、食材を検収する検収室では作業台面で750ルクス以上、調理に関する下処理室、煮炊き調理室、和え物室、揚物・焼物・蒸し物室、洗浄室では作業台面で500ルクス以上、これら以外の休憩室、トイレ及び廊下等では作業台面で200ルクス以上の照度を得ることができる設備とし、さらに、必要に応じて手元灯等を設置する等、十分な明るさが得られるよう計画すること。
- ・照明は、食材の色調に影響を与えないものであること。
- ・照明装置には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。
- ・外部からの出入口等の必要箇所（食材搬入口や玄関等）には、町職員用事務室につながるインターホン等を設置すること。
- ・バリアフリートイレに呼び出しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、町職員用事務室、事業者用事務室等に表示盤を設置すること。
- ・電話、施設内放送及びテレビ放送受信設備を設置し、配管配線工事を行うこと。
- ・一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事（引込も含む）を行うこと。
- ・空調及び換気設備は、調理加工工程側から食材受け入れ側又は外側に向かって空気が流れ、かつ、下処理室及び食材を取り扱う場所等とそれ以外の場所の空気の循環が別に行われるように設置すること。
- ・各諸室に一定の温度・湿度が保てるよう空調機器、換気設備を単独で設置し、十分な換気が行えるようにすること。なお、結露対策に万全を期すること。
- ・空気取り入れ口から塵埃や水が空調設備に入ることを防ぐこと。また、塵埃など外部からの汚染を防止するための対策を講じ、調理室を清潔に保つ工夫をすること。
- ・給食調理場には、少なくとも1日1回（翌朝までに）、作業場の床を乾燥させ、また、高温多湿になる作業域においてもHACCP基準を満たすような能力を持つ空調設備を設置すること。
- ・洗浄室は、洗浄時においても、衛生管理上、高温多湿にならないよう配慮すること。
- ・その他諸室の空調設備については、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- ・空調及び換気設備の計画に当たっては、天井等が結露しないようにすること。
- ・調理エリアのように水蒸気、熱気等の発生する場所には、これらを強制排気する設備を設けること。排気による蒸気、煤煙、臭気等が周辺地域に悪影響を及

ばすことがないよう適切な対策を行うこと。特に、揚物・焼物・蒸し物室には、臭気を低減するよう脱臭装置を設置すること。

- ・調理エリアには、適当な位置に、新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気設備を設けること。なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。
- ・外気を取り込む換気口には、汚染された空気や衛生害虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取付けが容易に行える構造のものとする。
- ・その他諸室の換気設備は、その用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮すること。
- ・空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能とすること。
- ・飲料水及び蒸気又は80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備を適切に配置すること。
- ・冷却水のパイプその他の供給パイプで、水滴が発生しやすい部分は、断熱被覆を行う等、食材の搬入から調理済食品の配送までの流れの中で、水滴による汚染を防止するための措置を講じること。
- ・食材に直接接触する蒸気及び食材と直接接触する機械器具の表面に使用する蒸気の供給設備は、飲料水を使用し、かつ、ボイラー（調理使用済み油を使用可能なものとする）に使用する化合物が残留しない機能を有すること。また、その配管には濾過装置を設け、ステンレス製とすること。
- ・ボイラー（調理使用済み油を使用可能なものとする）、受電設備等のユーティリティー関連機器は、衛生上支障のない適当な場所に設置され、それぞれ目的に応じた十分な構造及び機能を有すること。
- ・調理施設の各諸室、各区域には、手洗い設備の数を充実させること。
- ・調理員が使用する手洗い設備には、温水が供給され、手を使わずに操作できる蛇口、手指の殺菌装置、使い捨てペーパータオルホルダーを設置し、足踏み開閉式ごみ箱の設置スペースを確保すること。
- ・調理エリアの給水栓は、足踏み式又は自動式であること。
- ・給食エリア内の排水を事業予定地外に排出する配管は、排水処理施設に接続されていること。この場合、排水処理施設からの逆流を防止すること。
- ・グリストラップを設けること。グリストラップは防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造かつ車両の乗り入れ及び清掃が容易な構造とすること。
- ・下処理室その他の汚染作業区域の排水が調理室内を通過しない構造とすること。
- ・冷却装置が備えられている場合、その装置から生じる水は、直接室外へ排出されるか、直接排水溝へ排出されるよう計画すること。
- ・冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップからの排水は、専用の配管で、調理エリア外へ排出できる構造とすること。
- ・ドライ仕様部分における調理機器等の水洗い洗浄による排水に配慮すること。
- ・調理エリア等、必要な部分に排水溝（路）を設けること。
- ・排水は阻集器を介して排出すること。また、阻集器は点検及び清掃が容易にできる位置に設けること。
- ・前室に靴の底、側面及び甲が殺菌できる設備を設けること。
- ・調理エリアの調理従事者等の出入口は二重扉とし、その間を暗通路とするか、出入口に昆虫を誘引しにくい照明灯を設置する等、昆虫、鼠族等が施設内に侵入しにくいよう工夫すること。
- ・排水溝への出口には、少なくとも0.5cm以下の格子幅の蓋を備えること。
- ・吸気口、排気口については、格子幅1.5mm以下の防虫ネットを備えること。
- ・給水管、ガス管、排水管、給電コード、排煙ダクト、冷媒チューブ貫通部分等は、防鼠、防虫のために、隙間がない構造とすること。
- ・衛生上支障がない位置に収納場所を設け、ドライ仕様で掃除機等必要な数の用具を備えること。



- ・調理エリア及び一般エリアでは、電源・温水が出る専用蛇口の確保など、機械器具、施設の洗浄・消毒が円滑に行えるような構造とすること。
- ・各設備の材質は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性とすること。
- ・トイレ（男・女）を設置すること（すべて洋式便器とする）。また、便座は、温水洗浄便座及び暖房便座とすること。
- ・調理従事者用トイレ（男・女）及び町職員用トイレ（男・女）は衛生面等に配慮した自動扉とし、調理衣を着脱できるスペース（調理衣掛け、帽子・マスク等の棚等も含む。）を設けること。個室には専用の手洗い設備を備えること。なお、個室の手洗い設備には、便座に座ったまま直接手指で触れない自動温水給水栓、手洗いシンク、手洗い用石鹼液、ペーパータオル、消毒剤及び足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。
- ・排水処理施設は、建物と分離して設置すること。また、配送車等の通行の妨げとならない位置に設置し、脱臭設備を設けるとともに、騒音等に十分留意すること。
- ・ICTを活用した食育を充実させるため、配信での見学ができるようにするための機器（定点カメラ等）やWi-Fi環境を整備すること。
- ・配送用の2tトラック1台が常駐できる車庫を設置すること。
- ・給食施設の熱源は、災害時におけるプロパンガスによる炊飯設備や煮炊き用釜の使用を考慮し、ベストミックス方式（電気・ガス併用）で整備すること。
- ・給食用コンテナは、重量によりコンテナの通り道となる床が破損しやすいため、給食施設から校舎への運搬の際の動線距離や床材の材質に配慮すること。
- ・設計段階において、保健所や町内学校栄養士等の関係者の助言及び意見を取り入れ、整備すること。

#### ④ 放課後児童クラブ

敷地内に別棟かつ単独等として整備し、敷地出入口からアクセスしやすいよう保護者の送迎に配慮した配置とすること。なお、放課後児童クラブの想定児童数等は次表のとおりである。

想定児童数	支援の単位数	指導員数
180	4	20

##### ア 保育室

- ・1単位80㎡（静養スペース除く）として、4室程度確保できる広さとすること。
- ・各室に50名程度分の壁面ロッカー（ランドセル、水筒、着替え等が入る程度の十分な大きさを確保）を設けること。
- ・壁は、上部半面の掲示が可能な仕様にすること。
- ・床は床座り可能で、クッション性及び底冷え対策を考慮及び清潔に保てる衛生管理が行いやすいものとする。
- ・保育室2室を可動間仕切りにより必要に応じて1室として使用できるようにすること。

##### イ 静養室

- ・感染症等の感染防止措置やカームダウンスペースとして整備する。
- ・静養室は、3.5㎡程度×3室、8㎡程度×1室とする。

##### ウ 事務室

- ・事務室は、玄関に近接し、事務用デスク2台、コピー機等事務機器、書類収納用キャビネット、保護者対応用の個室が確保できる広さとすること。

- エ 給湯室（指導員休憩室含む）
  - ・給湯室は、IHコンロ（2口）が置けるキッチン（間口210cm）、吊り戸棚、おやつ収納棚、食器棚を設けること。
  - ・冷凍冷蔵庫500Lサイズ程度が2台設置可能な広さに加え、給湯室内に指導員休憩スペース、指導員が使用する施錠可能なロッカーが設置可能な広さとする。
- オ 洗濯室
  - ・洗濯機、乾燥機、スロップシンクを設置するランドリースペース（屋内）を設けること。
- カ 倉庫
  - ・放課後児童クラブ用の倉庫を10㎡程度確保すること。
  - ・倉庫の出入口は施錠可能な仕様とすること。
- キ 男子トイレ、女子トイレ、手洗いスペース
  - ・男女別トイレ及びバリアフリートイレを設けること。
  - ・長期休暇時（朝7時から午後7時開所）の使用も考慮した個数を確保すること。
  - ・手洗い場は、一度に多くの児童が利用できるよう、可能な限り多くの蛇口を設置すること。
- ク 玄関
  - ・通常使用する出入口は1か所とし、非常時に建物外に避難できる非常口等を別に設けること。
  - ・段差等が生じる場合は、スロープ及び手摺を設け、バリアフリーとすること。
  - ・玄関前には庇及び屋外照明（タイマーもしくは人感センサーによる制御）を設けること。
  - ・玄関扉は自動扉以外のもので、カメラ付きインターホンを設置すること。
  - ・想定児童数及び指導員数程度の下足入れ、傘立てを設置すること。
  - ・掲示板、掃除用具入れを玄関に近い位置に設置すること。
  - ・玄関外に手洗い、足洗い場を設置すること。

## ⑤ 屋外運動場

- ア グラウンド
  - ・150mトラックを設置すること。
  - ・サッカーゴール2基を配置すること。
  - ・表層土の入替等のグラウンド舗装工を行うこと。使用する土は、排水性を考慮したうえで風に飛ばされ難い土質のものを使用し、必要であれば、周辺地域への飛散防止策を講じること。表土については、水はけがよく、砂の流失や硬化の起こりにくいものとする。また、礫の混合がなく雑草の生えにくい性質のものとする。
  - ・排水は、暗渠排水とし、目詰まりしにくく排水性のよいものとし、車両の乗り入れも想定し、耐圧性のすぐれたものを設置すること。なお暗渠排水の仕様は事業者提案とする。
  - ・砂場を設置すること。
  - ・メイングラウンド付近に体育倉庫（用途や種類別に整理可能なもの）、水飲み場、屋外トイレ（男子便所、女子便所、バリアフリートイレを含む）及び散水栓等を適切に設置すること。なお、不審者等への対策についても考慮すること。
  - ・国旗掲揚塔（3本分）を設置すること。
  - ・ポール型の外灯を設置し、セキュリティ及び不審者対策に十分配慮すること。
  - ・屋外の清掃等のため、屋外コンセント、水栓を適切に配置すること。
  - ・屋外散水栓については、一つの散水栓の散水範囲を半径20mとし、外構全域を包

含できるように計画すること。

- ・朝礼や運動会など各種学校行事や催し物用の電源（電源盤等）、通信、マイク、スピーカー及びアンプ等を設置すること。
- ・雨水の処理については、水溜りや冠水が起きないように配慮すること。
- ・排水は、暗渠等による雨水の敷地外排水とあわせて、雨水流出量の抑制と平滑化を図ること。
- ・その他、学校行事において必要な設備を設けること。

#### イ 遊具

- ・児童等が安全に遊べる遊具（鉄棒、雲梯、ブランコ、ジャングルジム、滑り台）を配置すること。遊具の設置にあたっては、安全領域を確保すること。
- ・バスケットゴール1基（3×3を想定）を設置すること。
- ・職員室や保健室に近い位置に配置する。

#### ウ 屋外倉庫

- ・滑車等を利用して、体育用具の持ち運びが可能となるよう屋外運動場に高低差の無いように設置する。
- ・テント20張りを縦置きで保管できる構造とすること。
- ・出入口の扉は上釣りとし、砂等による不具合がない構造とすること。

### ⑥ 駐車場などのその他外構

#### ア 駐車場

- ・駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置すること。
- ・教職員用46台、学校給食共同調理場職員19台、放課後児童クラブ職員20人程度以上、来校者用15台程度以上（うち身体障がい者用2台程度）の駐車場を整備すること。また保護者送迎等に考慮した提案も行うこと。なお、給食配送車（2t）は車庫対応とする。

#### イ スクールバス一時駐車場

- ・小型バス（乗車定員29人以下）を4台同時に駐車できるスペースを確保すること。
- ・駐車スペースのライン引きを行うこと。
- ・雨除（奥行2m×幅3m程度、2カ所程度）を設置すること。

#### ウ 正門

- ・既存の校門等の出入り口を活用することをベースとして検討すること。また、施錠可能な門扉を設置すること。
- ・校門及び門柱を適切に配置し、門柱には校名を明記すること。
- ・校門等には、「許可のない者の進入を禁止する」等の看板を設置するなど、防犯・安全管理上、必要な機能を持たせ、児童生徒の安全を確保するよう配慮すること。
- ・児童用の昇降口は、雨具、外履き及び内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、風の吹き込み、下足の土の持ち上がり対策等に配慮し、適切に配置すること。学校の『顔』としての演出を期待する。
- ・1～4年生は4段式、5～6年生は6段式の下足箱を設置し、昇降口廻りの傘立てについては、全員分収納できるよう計画すること。
- ・来客用玄関を設置すること。

#### エ 畑・園芸スペース

- ・学びの一環として児童が育てられる畑をグラウンドあるいは校舎近くに設置すること。
- ・器具清掃用洗面と水まき用水栓を設置すること。

#### オ 植栽

- ・現在植栽してある樹木の内、限られた敷地を効率的に活用するために必要があるもの及び大木となっているものについては伐木して差し支えない。ただし、地盤が脆弱化しないように留意すること。
- ・新たに植樹することは想定していないため、木の成長等将来的な管理にも配慮し、既存の樹木を活かしつつ、施設と植栽（花壇も含む）において空間的な演出を行うこと。
- ・水まき用水栓を設置すること。

#### カ その他

- ・当該敷地内にポール型の外灯を設置し、セキュリティ及び不審者対策に十分配慮すること。
- ・農具、園芸用具、校務員用具等を保管できる校務員室を設置すること。
- ・ごみ置き場は有蓋とし、本町の分別方法及び収集内容に対応するものであること。それぞれ十分なスペースを確保するとともに、収集車と児童の動線に配慮した計画とすることとし、必要規模を用意すること。
- ・屋外機等の置き場については、音や臭気、景観、雪害、凍結等に配慮すること。
- ・屋外運動場以外の校地周囲は、「許可のない者の進入を禁止する」等の看板を設置するなど、防犯・安全管理上、必要な機能を持たせるとともに、緊急車両及び進入許可車両等の出入りに支障をきたさぬよう配慮すること。
- ・屋外の清掃等のため、屋外コンセント、水栓を適切に配置すること。
- ・屋外散水栓については、一つの散水栓の散水範囲を半径20mとし、外構全域を包含できるように計画すること。
- ・アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観にすぐれ排水性のよい仕上げとすること。
- ・雨水の処理については、水溜りや冠水が起きないように配慮すること。
- ・低学年教室に近接して畑・園芸スペースを設置すること。
- ・既存フェンスは不具合箇所を復旧すること。
- ・構内舗装・排水の設計にあたっては、「構内舗装・排水設計基準」に記載されるものと同程度以上にあることを原則とすること。
- ・舗装の種類を選定にあたっては、景観等への配慮、排水負担の軽減などに考慮すること。
- ・構内排水は、暗渠等による雨水の敷地外排水とあわせて、雨水流出量の抑制と平滑化を図ること。

#### (14) 解体撤去設計に関する要求内容

本事業の解体撤去施設は「第1 基本事項 4. 業務の概要 (5) 対象業務表」に示した施設を対象とする。また、以下に記載する条件等は本町が想定している基本的な要件等であり、事業者の提案を妨げるものではない。これらについては、本町と協議し、最終決定することとする。

- ・解体撤去対象施設におけるアスベスト含有事前調査の実施については、一部のみに留まっているため、その内容を確認したうえで、改めて事前調査を行い、アスベスト含有が認められた施設については、飛散防止対策を含めた設計を行うこと。含有事前調査実施済箇所については、「別紙資料11-1～3 アスベスト含有分析調査結果」を参考にすること。
- ・樹木、花壇、屋外排水設備、便槽、電気設備や機械設備等については撤去を行う。
- ・樹木、記念碑等の撤去及び移設についても本業務にて行うこと。
- ・解体方法については、解体施設等の規模・構造・形状、立地条件、周辺規制、道路事情、安全対策、搬出（リサイクル）計画、仮設道路や経済性等を総合的に検討すること。
- ・既存杭及び基礎等は撤去すること。

- ・解体撤去対象施設内の既存什器等の仮設校舎への移設は本町にて行うが、仮設校舎移転をもって除却するため、既存施設内に残置される什器等の廃棄は本業務にて行うこと。
- ・仮設校舎で使用する既存什器等の新校舎への移設は本町にて行うが、新校舎移転をもって除却するため、仮設校舎へ残置される什器等の廃棄は本業務にて行うこと。
- ・既存施設解体撤去時及び仮設校舎解体撤去時に本業務にて廃棄する什器等は、「別紙資料21 廃棄什器リスト」を参照すること。

(15) 設計業務遂行に関する要求内容

① 業務の対象範囲

設計業務は、本施設の整備、既存施設の解体等を対象とし、基本計画及び本書に基づいて、設計業務を行うこと。また、事業者は次の内容を遂行すること。

- ・設計業務の内容について本町と協議し、業務の目的を達成すること。
- ・業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- ・事業契約締結後、速やかに周辺家屋影響調査、電波障害調査及びアスベスト含有事前調査、PCB含有調査を行うこと。
- ・業務に必要となる測量調査（平面測量実施済）、地質調査（一部実施済）等について、事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準に業務を遂行するものとする。
- ・積算業務は、工事内訳書、積算数量調書をエクセルデータ及びPDFにて作成すること。その他の内容については必要に応じて本町と協議すること。なお、本事業は、義務教育施設整備に係る補助金の交付を受けるため実施設計の工事内訳書については、項目ごとに補助対象部分とその他を明確に区分すること。
- ・各種申請等の手続きに係る機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。
- ・図面、工事内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本町の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ・本町が議会や町民（近隣地区住民も含む）等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や補助金の申請を行う場合等において、本町の要請に応じて図面の作成等、必要な資料を作成し、説明に関して協力すること。
- ・本書と同等以上の提案を行う場合は、本町と協議すること。

② 業務期間

設計業務の期間は、設定された本施設の供用開始時期に間に合うように事業者が計画すること。事業者は、関係機関と十分協議したうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう期間を設定すること。

③ 設計体制と管理技術者等の設置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理及び統括等を行う設計管理技術者及び各主任技術者を配置すること。詳細は鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）による。設計体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- ・着手届
- ・設計管理技術者届及び主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。一級建築士の免許を有すること）
- ・担当技術者・協力技術者届

- ④ 設計計画書及び設計業務完了届の提出  
事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本町の承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。
- ⑤ 周辺インフラとの接続
- ア 接続道路  
敷地との接続箇所は、基本計画を想定しているが事業者の提案も認める。契約後速やかに本町都市整備課と協議・調整を行うこと。
- イ 上水道  
現況での接続（敷地西側）を継承することを想定しているが、事業者の提案も認める。契約後速やかに本町上下水道課と協議・調整を行うこと。
- ウ 下水道  
敷地東側への接続を想定しているが、事業者の提案も認める。契約後速やかに本町の上下水道課との協議・調整を行うこと。
- エ 電力  
引き込み方法等については、事業者が電気供給事業者との確認調整を行ったうえ、事業者の提案による。また、受変電設備等については、適切に整備すること。
- オ 電話  
引き込み方法等については、事業者が電気通信事業者との確認、調整を行ったうえ、事業者の提案による。
- ⑥ 調査業務に係る書類の提出  
調査業務完了時に次の成果物を各1部提出すること。本町は内容を確認し、その結果、是正箇所がある場合には是正したものを提出すること。
- ア 測量調査報告書  
イ 地質調査報告書  
ウ 周辺家屋影響調査報告書（事前・事後別冊とする）  
エ 電波障害調査報告書  
オ アスベスト含有事前調査報告書  
カ PCB含有調査報告書  
キ 上記全ての電子データを格納した CD-R
- ⑦ 本施設の基本設計完了時の提出物  
基本設計の完了時に次の資料を各1部提出すること。本町が行う内容確認の結果、更正箇所があった場合は更正したものを提出すること。
- ア 配置計画（敷地全体）  
・配置計画図（駐車場、外構、インフラ関係）
- イ 建築（総合）基本設計（新築施設）  
・計画説明書（基本性能について）  
・配置計画図（対象施設の詳細配置計画図）  
・各階平面計画図  
・立面計画図（各面）  
・断面計画図（2面以上）、矩計計画図（主要部分）  
・仕上げ計画図  
・面積表及び求積図

- ・必要什器対応計画書（移設、業務対応、購入概算費等）
- ・新規購入、転活用、廃棄家具・什器リスト
- ・引越し物量表・搬入ルート・養生範囲図
- ウ 建築構造基本設計（新築施設）
  - ・構造計画概要書
  - ・各種技術資料
- エ 電気設備基本設計（新築施設）
  - ・電気設備計画概要書
  - ・電気設備計画図（系統図、主要機器配置図）
  - ・各種技術資料
- オ 機械設備基本設計（新築施設）
  - ・機械設備（空調、給排水衛生等）計画概要書
  - ・機械設備計画図（系統図、主要機器配置図）
  - ・各種技術資料
- カ 工程計画
  - ・工程計画書
- キ 概算費用
  - ・工事費概算書
- ク 基本計画整理時打合せ
  - ・打合せ記録
  - ・要求水準書との整合性状況報告書
- ケ その他必要な資料
  - ・上記ア～オのCADデータ及びア～ケのPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R
  - ※CADデータは JW\_WIN 形式とする。

⑧ 本施設の実施設計完了時の提出物

実施設計の完了時に次の資料を提出すること。本町は内容を確認し、その結果更正箇所があった場合は更正したものを提出すること。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| ア 実施設計図                                  |                        |
| ・CAD データ、PDF（A3縮小版）                      | 1式                     |
| ・二つ折り製本（A3縮小版）                           | 2部                     |
| イ 構造計算書                                  | 1部                     |
| ウ 設備関係容量計算書等                             | 1部                     |
| エ 工事内訳書、数量調書                             | 1部                     |
| オ 外観パース2面（着色、額入り（A2程度））                  | 2部                     |
| カ 見積書                                    | 1部                     |
| キ 各種申請書類                                 | 1部                     |
| ク 仮設図（検討資料含む）                            | 1部                     |
| ケ 要求水準書との整合性確認報告書                        | 1部                     |
| コ 打合せ記録                                  | 1部                     |
| サ 模型                                     |                        |
| シ 説明用映像コンテンツ                             |                        |
| ス その他本町が指示する書類                           |                        |
| セ ア～スのCADデータ及びPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R | 1部                     |
|  | ※CADデータは JW_WIN 形式とする。 |
|  | ※設計、施工を一括で業務を行う施設が対象   |

## ■実施設計図の図面一覧

### ○建築（意匠）図

- ・表紙図面リスト
- ・特記仕様書
- ・位置図
- ・求積図
- ・建物内外仕上げ表
- ・各階平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・天井伏図
- ・矩計図
- ・階段、便所など各平面詳細図
- ・各展開図
- ・各詳細図
- ・各家具詳細図
- ・建具配置図
- ・建具リスト図
- ・屋外付帯配置図、詳細図
- ・サイン計画図
- ・外構図（植栽等含む）
- ・その他必要図面

### ○構造図

- ・特記仕様書
- ・標準図（RC 造配筋標準図、鉄骨造標準図）
- ・各詳細図
- ・杭等工事の仕様書
- ・ボーリング位置図
- ・土質柱状図
- ・杭等伏図
- ・基礎伏図
- ・各階伏図
- ・軸組図
- ・各部材リスト
- ・その他配筋図
- ・架構図
- ・その他必要図面

### ○電気設備図

- ・表紙図面リスト
- ・特記仕様書
- ・位置図
- ・配置図
- ・幹線系統図
- ・各階配線図（幹線、動力、差込記入、分電盤結線図）
- ・各階配線図（電灯記入、凡例含む）
- ・照明器具姿図
- ・弱電系統図
- ・火災報知器系統図
- ・各階配線図（火災報知器）
- ・その他必要図面

### ○機械設備図



- ・表紙図面リスト
- ・特記仕様書
- ・位置図
- ・配置図
- ・配管横断図
- ・各設備系統図
- ・各階平面図
- ・各平面詳細図
- ・昇降機詳細図
- ・衛生器具リスト
- ・機器リスト
- ・屋外付帯配置図
- ・その他必要図面

■容量計算書の内容

○電気設備

- ・電灯、電力の負荷計算書及び変圧器容量計算書
- ・幹線容量計算書
- ・短絡容量計算書
- ・照度計算書（非常照明含む）
- ・放送の増幅器計算書
- ・テレビ共聴減衰量計算書
- ・避雷針、テレビアンテナ、ポール等の風圧計算書
- ・機器等耐震検討計算書

○機械設備

- ・給水計算書
- ・排水計算書
- ・消火設備容量計算書
- ・給湯容量計算書
- ・騒音・防音計算書
- ・光熱水費計算書
- ・給排水、消防関係事前協議書等
- ・機器等耐震検討計算書

⑨ 解体撤去実施設計完了時の提出

解体撤去設計の完了時に次の資料を提出すること。本町が行う内容確認の結果、更正箇所があった場合は更正したものを提出すること。

ア 実施設計図

- ・CAD データ、PDF（A3縮小版） 1式
- ・二つ折り製本（A3縮小版） 2部

イ 工事内訳書、数量調書 1部

ウ 見積書 1部

エ 各種申請書類 1式

オ 仮設図（検討資料含む） 1部

カ 打合せ記録 1式

キ その他本町が指示する書類

ク 上記ア～キのCADデータ及びPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R 1部

※CAD データは JW\_WIN 形式とする。

※構造計算書、設備関係容量計算書等は作成した場合のみ提出する。

⑩ 仮設校舎実施設計完了時の提出

仮設校舎設計及び解体撤去設計の完了時に次の資料を提出すること。本町が行う内容確認の結果、更正箇所があった場合は更正したものを提出すること。

ア 実施設計図

・CADデータ、PDF（A3縮小版）	1式
・二つ折り製本（A3縮小版）	2部
イ 工事内訳書、数量調書	1部
ウ 見積書	1部
エ 各種申請書類	1式
オ 打合せ記録	1式
カ その他本町が指示する書類	
キ ア～カのCADデータ及びPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R	1部

※CADデータはJW\_WIN形式とする。

※構造計算書、設備関係容量計算書等は作成した場合のみ提出する。

⑪ 設計業務に係る留意事項

本町は、必要に応じ、設計の検討内容について事業者に対し随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本町から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

⑫ 設計変更について

本町は、必要がある場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に対し追加費用（設計費用のほか工事費等）が発生したときは、本町が当該費用を負担するものとする。

## 5. 施工業務

(1) 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、本書、入札時の提案書類等に基づいて、本施設の施工業務を行うこと。

(2) 業務期間

① 業務期間

「第1 基本事項 5. 事業スケジュール」を参照すること。

② 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、本町と事業者が協議して決定するものとする。

(3) 業務の内容

① 基本的な考え方

- ・「第1 基本事項 4. 業務の概要 (5) 対象業務表」に定める事業者が実施する業務は、事業者の責任において実施すること。
- ・施工業務に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。  
本町が実施する近隣地区住民への説明等に起因する遅延については、本町がその責めを負うものとする。
- ・工事に要する給水及び電気は、工事用仮設とし、事業者の責により引き込むこと。

- また、使用料等は事業者の負担とし、各供給事業者に直接支払うこと。
- ・引き渡しまでに係る一切の費用については全て事業者の負担とする。

② 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- ・関連法令等を遵守し、関連要綱及び各種基準等を参照にして適切な工事計画を策定すること。
- ・騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞及びその他建設工事が近隣地区住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- ・近隣地区住民への対応について、事業者は本町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・近隣地区住民に対して工事内容、作業時間の周知徹底を図ること。
- ・工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動等）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。特に建設予定地は、鞍手あゆみこども園や裏田団地などの住宅地に隣接していることから、工事計画の策定にあたっては、近隣施設の運営状況を踏まえ、工種や施工時間帯等を検討し、建設工事による騒音や振動等により、近隣施設及び地域住民へ与える影響が最小限となるよう配慮すること。

③ 着工前業務

ア 各種申請等

- ・解体撤去工事着工前に、アスベスト含有事前調査結果を基に、環境省の「石綿事前調査結果報告システム」により事前調査結果の報告を行うこと。

イ 近隣対応・対策等

- ・着工に先立ち、近隣地区住民との調整、建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む）を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣地区住民の理解及び安全を確保すること。
- ・事前調査を十分に実施し、建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、適切な対策を講じること。
- ・近隣地区住民への説明会等において、施工方法及び施工計画を事前に周知すること。

ウ 着工前業務に係る書類の提出

事業者は、契約ごとの工事着工前において以下の書類を本町に提出して、承認を得ること。なお、施工体制台帳 1 式及び総合施工計画書については、工事監理者に提出し、承認を得た後、遅滞なく本町に提出すること。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ・着手届                    | 1 部 |
| ・計画書                    | 1 部 |
| ・現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）  | 1 部 |
| ・建設業退職金共済組合証紙購入状況等報告書   | 1 部 |
| ・施工体制台帳                 | 1 部 |
| ・法定外労災保険証原本の写し          | 1 部 |
| ・総合施工計画書（実施工程表含む）       | 2 部 |
| ・上記全ての電子データを格納した CD-R 等 | 1 部 |

④ 工事期間中業務

ア 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って本施設の建設工事を実施すること。事業者は、工事現場に工事記録を常備し、本町に対して、以下の事項に留意すること。

- ・工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に毎月報告するほか、本町から要請があった場合は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

- ・本町と協議のうえ必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお検査・試験項目及び日程については、事前に本町の承認を得ること。
- ・本町は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。工事施工においては、来校者及び近隣地区住民に対し、以下の事項に留意すること。
- ・学校運営中の施工となる現場では事故防止及び安全管理並びに施工時間に十分配慮した工事を行うこと。特に児童の安全確保のため、警備員の配置や仮囲いも設置等、万全を期すこと。
- ・工事期間中における当該関係者及び近隣地区住民への安全対策については、万全を期すこと。
- ・工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・現場での工事期間を最小限に抑え、近隣地区住民等への負担が軽減できるよう努めること。
- ・工事期間中に本町の行う完了検査に合格し、引渡しまで済ませること。

#### イ 解体撤去工事

- ・解体中は、建物周囲に防音シートを必ず設置すること。
- ・施工に当たっては、近隣地区住民に対し工事の周知を徹底すること。また、騒音、振動等、その他近隣周辺の安全に対しては十分に配慮して施工すること。特に学校運営中の施工となる現場では事故防止及び安全管理並びに施工時間に十分配慮した工事を行うこと。
- ・アスベスト含有が認められた施設の解体については、各法令等に従い、飛散防止対策を適切に実施すること。
- ・廃PCB等が認められた機器等については、電気事業法電気関係報告規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。
- ・施設内の既存什器等の処分も行うこと。
- ・給水、電気等の埋設物については、本町各所管課と十分な協議を行うこと。

#### ウ 工事期間中業務に係る書類の提出

事業者は、工事期間中において以下の書類を、工事監理者に提出し、承認を得た後、遅滞なく本町に提出すること。

・材料承認願（主要資機材一覧表）	1部
・工程表(月間工程表等)	2部
・工事報告書	2部
・施工図	1部
・承諾願（残土処分計画書）	1部
・承諾願（産業廃棄物処分計画書）	1部
・承諾願（再資源利用（促進）計画書）	1部
・承諾願（各施工計画書）	2部
・承諾願（生コン配合計画書）	1部
・検査願（原寸検査）	1部
・検査願（材料検査）	1部
・検査願（立会検査）	1部
・検査願（完成検査）	1部
・報告書（各種試験結果報告書）	1部
・報告書（各種出荷証明）	1部

#### エ その他

工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

ただし、合理的な理由がある場合この限りではない。

⑤ 完成時業務

完成検査及び完成確認は、整備対象施設について以下に掲げる「事業者による自主完成検査」及び「本町の完成検査等」の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容が無い部分については、適用しない。

ア 事業者による自主完成検査

- ・事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び機器、器具の試運転等（以下「試運転」という。）を実施すること。
- ・試運転の実施については、それらの実施日の14日前までに、本町に書面で通知すること。なお本町は試運転に立ち会うことができる。
- ・事業者は、本町に対して、自主完成検査及び建築設備、一般備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- ・事業者は、前項の検査結果をそれぞれの基準に適合させる義務を負う。特に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることの確認は「学校環境衛生の基準」の臨時環境衛生検査の規定に基づいて実施するものとする。

イ 本町の完成検査等

- ・本町は、事業者による前項の自主完成検査及び建築設備、一般備品等の試運転の終了後、当該施設等について、以下の方法により完成検査を実施する。
- ・本町は、事業者及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- ・完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- ・事業者は、本町へ機器、器具等の取扱いに関する説明を前項の試運転とは別に実施すること。
- ・本町の行う完成検査の結果、本町が是正を求めた場合は、事業者は速やかにその内容について是正すること。
- ・本町による完成検査後、問題がない場合には、本町は事業者に対し、完成承諾の通知を発行するものとする。

ウ 完成時業務に係る書類の提出

事業者は、本町による完成承認の通知発行に必要な以下の完成図書を提出すること。なお、各施設の完成時に施設ごとに提出すること。また、これら図書について保管場所を学校施設内に設定し、確保すること。

- |  |    |
|--|----|
| ・完成届                                   | 1部 |
| ・完成写真                                  | 1式 |
| ・部分完成届（設計、建設、工事監理）                     | 1部 |
| ・工事記録写真（プリントアウト、電子データ）                 | 1部 |
| ・完成図 二つ折り製本（A3縮小版）                     | 2部 |
| ・鍵一覧表（鍵番号記入平面図含む）                      | 2部 |
| ・什器備品の配置・リスト                           | 2部 |
| ・設備・什器備品等取扱説明書                         | 2部 |
| ・什器備品カタログ                              | 2部 |
| ・各施工計画書、各施工図                           | 1部 |
| 外観2～4カット、建物内名称別各室にて1カット以上              |    |
| ・要求水準書との整合性確認結果報告書                     | 1部 |
| ・報告書（マニフェスト写し A・D・E 票）                 | 1部 |
| ・その他本町が指示する書類                          |    |
| ・上記のCADデータ及びPDFデータを含む全ての電子データを格納したCD-R | 1部 |
- ※CAD データはJW\_ WIN 形式とする。

## 6. 工事監理業務

### (1) 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、本書、入札時の提案書類等に基づいて、本施設の工事監理業務を行うこと。

### (2) 業務期間

「第1 基本事項 5. 事業スケジュール」を参照すること。

### (3) 業務の内容

#### ① 基本的な考え方

「第1 基本事項 4.業務の概要 (5) 対象業務表」に定める事業者が実施する業務は、事業者の責任において実施すること。

#### ② 工事監理に関する業務

##### ア 工事監理方針の説明等

- ・工事監理方針の説明
- ・工事監理方法変更の場合の協議

##### イ 設計図書の内容の把握等

- ・設計図書の内容の把握
- ・質疑等の検討

##### ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

###### ・施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

※施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行う。

###### ・工事材料、設備機器等の検討及び報告

(ア) 事業者は、設計図書の定めによる工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、事前に指示すべき内容を本町に報告し、提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を本町に報告する。

(イ) 事業者は、「(ア)」の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、発注者に報告する。

(ウ) 「(イ)」の結果、工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提出した場合は、「(ア) (イ)」の規定を準用する。

##### エ 対象工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

##### オ 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

##### カ 業務報告書等の提出

#### ③ 工事監理に関するその他の業務

##### ア 工程表の検討及び報告

イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

ウ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

- ・対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告
- ・工事請負契約に定められた指示、検査等
- ・対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

エ 関係機関の検査の立会い等

オ 関連工事の調整に関する業務

対象工事が複数の工事に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて調整を行うべき事項を検討し、その結果を本町等に報告する。

カ 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける次に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事の受注者等に対して助言すべき事項を発注者等に報告する。

キ 完成図の確認

- ・設計図書の定めによる完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を本町等に報告する。

(4) 工事監理者

次の「(5) 業務の実施 ② 管理技術者等の設置」に規定する管理技術者等の中から本町等が認める者を建築基準法第5条の4第4項に基づく工事監理者とする。

(5) 業務の実施

① 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等の最新版を適用する。事業者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・対象工事の設計図書（イ及びウに示されたものを除く。）

イ 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料

#### ウ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 排水再利用・雨水利用設備計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

#### ② 管理技術者等の設置

事業者は、業務の実施にあたっては、管理技術者等を適切に配置すること。詳細は鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項による。

#### ③ 提出書類等

##### ア 提出書類（各1部）

- ・ 着手届
- ・ 業務計画書（A4ファイル綴じ：業務着手時）
- ・ 業務報告書（A4ファイル綴じ：業務完了時に月報を整理したものを提出）

##### イ その他

- ・ 本町が指示する書類（本町との協議による）

#### ④ 打合せ及び記録

##### ア 本町等と事業者との打合せについては、次の時期に行う。

- ・ 業務着手時
- ・ 業務計画書に定める時期
- ・ 本町等又は管理技術者が必要と認めた時
- ・ その他

イ 事業者は工事監理業務が適切に行われるよう、定期的かつ適切な時期に調整をとり、施工状況について把握しなければならない。

#### ⑤ 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。



ア 業務一般事項

- ・業務の目的
- ・業務計画書の適用範囲
- ・業務計画書の適用基準類
- ・業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法  
業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にしたうえで、その内容を記載する。

イ 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、対象工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

ウ 業務体制

- ・受注者側の管理体制
- ・業務運営計画  
事業者は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。
- ・管理技術者等の経歴

エ 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。事業者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

⑥ 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し本町等に提出し、検査に立会う。

⑦ 検査

ア 業務完了届については、指定の書式に必要事項を記載する。

イ 業務報告書は、次の構成とする。

- ・工事監理業務月報
- ・打合せ議事録

以上